

平成24年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成24年12月5日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	7番 浅井武光君
8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君	10番 夏目一成君
11番 笹野康男君	12番 内田等君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君	16番 池田久男君

欠席議員（1名）

6番 都築一三君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内において写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますのでよろしくお願いいたします。

ここで、御報告いたします。

6番、都築一三議員は、病気治療のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

まず、第1番目に保育の充実について問うものであります。

昭和55年以来、幸田町の保育行政は、働く女性の子育て支援として大きく努力をされてきた次第でございます。ところが、これが今回の新システムによって大きくなし崩しにされようとしている。こうした現状の中で、改めて質問をするものであります。

民主、自民、公明の3党合意でさきの国会で成立をし、消費税増税による財源で実施することになった子ども・子育て新システム、国は施行に向けて着々と準備を進めており、スケジュールが示され、現行時点での想定イメージとして2015年4月からの本格施行を打ち出しております。

国は新システムで導入される保育の必要度認定などをコンピューターで管理するとし、コンピューターシステムを2013年半ばから導入しようとしていて、保護者や保育関係者、有識者らで構成される子ども・子育て会議は来年4月に設置をされます。保育料や認可

基準、保育の必要度の認定基準などの政省令を同会議に図った上で、13年末までに決める予定であります。また、13年半ばまでに理念などを盛り込んだ基本指針や事業計画を確定し、各自治体に示す計画であります。

地方自治体は、国の会議の決定に基づき、地方版子ども・子育て会議の設置、これは義務ではございませんけれども、基準の条例化などを行うこととなります。

この中で、国は保育の必要度認定を長時間と短時間に二分するとしております。短時間とされた子供は、現行では朝から夕方まで1週間を通した保育が保障されなくなり、現行水準の大幅な引き下げになるおそれがあります。これは子供の生活や園の運営に大きな影響を与えるものであります。

新システムの最大の問題点として指摘されてきたのは、児童福祉法第24条、市町村の保育実施義務を撤廃し、国と市町村の保育に対する責任を放棄することでありましたが、父母や保育園関係者など大きな反対の声と運動によってさまざまな問題点が指摘をされ、修正となってきております。

しかしながら、市町村の保育実施義務ですが、保育所において保育しなければならない、この文言は残りましたが、実際には市町村の責任としては認定こども園、家庭的保育事業などでの必要な保育を確保する措置をとればよいという修正の立場は変わっておりません。

このことから、今の保育制度を改悪するという基本構造は変わっていないということでもあります。こうした保育の責任があいまいにされる危険性、町として、この問題に対して、新システムについて、どのように考えられているか、まず伺いたいのが第1点目であります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

参事。

○参事（長谷寿美夫君） 御質問の新システムの件ですけれども、今年の10月時点で、まだ一度の説明会を受けただけです。詳細についてはいろいろな資料の中から説明をさせていただきます。

先ほど議員言われましたように、保育の必要性につきましては、私ども市町村が担うということについては、24条の関係で変わってはおりません。危惧されるという点ではありますけれども、その点は確保されたと思っております。

今回の新システムの主なポイントといたしましては、認定こども園制度を改善ということがメインでございます。これは幼保連携型の認定こども園の改善ということでございます。その認可・指導監督等の一本化、学校及び福祉施設としての法的な位置づけを行うということと、もう一つは、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付体系をとると。これは施設給付という形になりますけれども。それにあわせて、また、今まで余り給付されておりましたけれども、小規模保育等への給付、これを地域型保育給付と申しますけれども、それを創設するという事で、こちらのほうは、未満児等の保育には地域の事業者が経営面でなかなか難しい中でも大きな創設事業ではないかなと考えております。

それと、そのことにあわせて、地域の子ども・子育ての支援の充実を行うという

ことでございますので、私どもとしては決して大きな改悪になるという形ではないと現段階では思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 大きな改悪になるのではないということでございますけれども、しかしながら、今回の新システムについては市町村の責任があいまいにされる、こういう文言は残ったわけでありましてけれども、この民営化や、あるいは営利目的での保育施設などの規制緩和、こういうことも盛り込み、さらには3歳未満児等についていえば、家庭内保育等の実施によって、今まで3歳未満児保育が保障をしてきた、こうした保育の内容から大きくかけ離れる、こういうことも大きな問題となっているわけでありまして、そうした点におきましては、保育が保障されないという問題にもつながるおそれがあるかというふうに思いますが、こうした状況についてはいかがかということでございます。

それから、今回の新システムは、待機児を解消し、すべての子供に良質な保育、教育を提供することを目指すとしておりますけれども、先ほどから言いましたように、このような規制緩和のもとで、これがいかがかということでもあります。

また、待機児の解消については、どのように新システムの中で解消されると考えられておられるか、幸田町の中ではどのようにこれを取り組んでいく計画をこれから行っていくのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 今の御質問の件ですけれども、待機児の解消ということにつきましては、全国多く、幸田町もしかりですけれども、未満児以下が大半でございます。その未満児を解消するということになると、この今回の新システムにつきましても、その認定こども園ということについての拡充はうたわれておりますけれども、未満児を受け入れるという法的な規制はございません。あくまでも任意でございます。この辺を少し危惧はしておりますけれども、そのかわり先ほど申しましたように、小規模保育等への給付ということで、新しい給付体制がとられます。こちらのほうが未満児の受け入れに対して大きな効果があるのではないかなと私どもでは踏んでおります。

今回の3法に伴う新システムの前では認定こども園の移行が10年以内とかいろいろな制約がございましたけれども、今回の新システムにつきましては、そちらのほうがございませんので、全体的にずっと地元の幼稚園さんなり、また、新しく進出してくる企業が認定こども園を受けて進出するという形をとらない限りは、私ども幸田町の保育園としましては、従来どおり、3歳児未満をまた幸田町に御在住の子育てを一生懸命行ってみえます保護者の方の子供をしっかりと預かっていきたいなと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁でもありましたように、この認定こども園がだれでも利用できるというような、こうした皆さん、非常に期待を抱いているものでありますけれども、だんだんと制度の仕組みが明らかになるにつれて、この認定こども園は3歳未満児については利用できないと。だれでも利用することができない、こういうことが明らかになってきている中で、安心して預けられる保育が果たして運営できるかと、こうい

う問題でございます。幸田町におきましては、そうした新システムに基づく保育園が参入してこなければ従来どおりの保育が継続されるよということでございますが、現在の状況からすれば、今、非常に3歳未満児保育を希望するたちがふえてきている中で、この待機児の解消をどうしていくかということが大きな課題となっていることであります。

そうした中で、この新システムが施行されてまいりますと、当初にも申しましたように、保育の必要度認定、これが認定のための申請をしなければならない。そして、その必要度に応じて保育がなされる。その中で短時間保育、それから、長時間保育に二分されてくるわけでございます。そうしますと、今まで通常の保育、8時から、7時半からでもそうですけれども、4時あるいは6時、こういう中で保障されていた保育が保障されなくなるおそれがある。これは働く女性の仕事に応じて振り分けされてくるわけでありますので、当然、保育の質や量、こうしたものにもかかわってくるというふうに思うわけでありますけれども、この点についてどう考えられているか、また、この点については、町として今までと同じ水準で保育をやっていくと言われるけれども、これがどうかかわってとくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 認定こども園の関係ですけれども、これは全国的な傾向ですけれども、保育園のほうが未満児でほぼ満杯、待機児が出るような状態であります。これは都市、地方、私ども中間的な市町村と地域によってばらばらですけれども、全体的に言われますのは、幼稚園につきましては園児が減っていて、保育園は待機児がいっぱいだというような形になっております。

そういうことの中で、長期展望としましては、今すぐにとということではないですけれども、例えば、幼稚園の事業者さんのほうが今後未満児を受け入れるという形で認定こども園の移行を考えられるという可能性もなきにしもあらずだと、この辺は推測ですけれども、そのような移行に、これは将来的に施設型給付が影響してきますので、この辺は動向を見きわめていけば、また将来、先も見えてくるのではないかなと思います。

それから、未満児の受入体制ですけれども、これは、私どもとしましては、新システムの絡みの中ですけれども、まだ、ことしの10月あたりに国のほうからいろいろな制度につきまして基準等が示されてくるものと考えております。しかし、先ほど言いましたように、お子さまを預けるという立場であれば、私どもはその辺は大きく変わらないのではないかなと。現代ではそれしかお答えようがございません。システムの内容、認定システムがどのような形で客観基準が示されてくるのか、そこら辺については、もう少し煮詰めていきたいなと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 保育の必要度認定については、まだ具体的なものが示されていない中で、どう動いていくかということはなかなかわからないわけでありますけれども、しかしながら、今、子育ての不安のトップ、このことについては経済的負担の増加ということで、1人は何とか産んだけれども2人目は考えてしまうと、少子化に拍車をかける、こういう状況も生まれてきているわけであります。

それと同時に、今、不況で非常に経済的不安が広がってくる中、働きたい女性がふえ

ているわけであります。けさのNHKのニュースでもやっておりましたけれども、主婦の就職活動、こういうのが非常に活発になってきているという、そういう報道がございました。これは、全国のみならず、幸田町でも同じような傾向があるわけでありまして、3歳未満児のあき待ち、それから待機児、これがふえてきている状況からも明らかであります。また、私ども議会の中でもお母さんたちと懇談をした折には、「働きたいけれども、子供がいると預ける場もない。どうしたらいいか。もっと保育園の枠をふやしてほしい」、こういう人たちが非常に今ふえてきているわけであります。こうした社会的状況がある中にもかかわらず、保育園には入れない、入所できるのは正規雇用で働く場合が優先をされてくるわけでありまして、パートや短時間労働の方たちは、こうした優先から外れて、これが待機児となってくるわけであります。

これは、児童クラブや放課後子ども教室でも同じようなことで問題になりました。いわゆるお母さんたちの労働条件をチェックして、それで、「この方たちは何とかなるではなかろうか」、こういうことで足切りが行われたということが議会の中でも問題になりました。こうした状況が現在の幸田町の状況であります。男女がともに安心して子育てしやすい、働きやすい環境づくり、こういうことをやはり重点政策において実施をしていかなければ、少子化がますます進行するばかりでございます。

そうした点で、子育て支援として働きやすい環境づくりとしての保育園の充実、受け入れ、このことについて問うものでありますが、そこで、来年度の申し込み状況についてお尋ねするものであります。

来年度の保育園や児童クラブの入所状況について、数をお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

参事。

○参事（長谷寿美夫君） 来年度の入所申し込みの状況ですけれども、全体としましては、本年と比べまして格段にふえております。しかし、そのふえている状況につきましては、3歳児未満が大半でございます。全体としましては、3歳児以上につきましては4月とほぼ同数でございます。問題ないわけですけれども、3歳未満児につきましては254人ということで、現在の入所者数と比べまして61人も増加しております。全体としましては1,091名でございます。

それから、園ごとでよろしいですか。園ごとでございますけれども、園ごとにつきましては、まだ割り振りを行っているわけですが、あくまでも希望した想定の中でございますけれども、坂崎保育園が117名、大草保育園が154名、わしだ保育園が137名、菱池保育園が208名、幸田保育園が151名、豊坂保育園が128名、深溝保育園が132名、里保育園が64名、合計1,091名でございます。前年対比65%でございます。

それから、児童クラブの関係でございますけれども、児童クラブにつきましては、まだ25年度の入所申し込みの受け付けを行っておりません。現在受け付け中ということでございますので、今現在の入所数でございますけれども、坂崎の児童クラブが37名、幸田が60名、中央が82名、荻谷小学校区が42名、深溝が38名、豊坂が49名、合計308名でございます。25年については、申しわけございません。

こちらにつきましては、これは私ども保育もそうですし児童クラブもそうですけれど

も、なかなか施設面に制約はされております。その施設面の制約の中で、児童クラブは後ほど設けますけれども、まず3歳児保育の関係ですけれども、3歳未満につきましては、特に大草、わしだ、菱池保育園での幸田小学校区の増員が非常に大きい要因を占めております。これにつきましては、一時保育だとか長時間延長保育、また、休日保育などのさまざまな保育が充実しているということも影響しているかと思えます。

それから、保育の待機児の解消問題でございますけれども、これにつきましては、新システムの中でもまた考えていかなければならない大きな問題かと思えますけれども、希望園から他園に移ってもらうことは若干ございますけれども、第一希望に入れれないということはございますけれども、3歳児未満の受入体制の拡大として保育士の充実は避けられません。こちらについては要望していきたいと思えます。

それから、配置基準の緩和。これは、私ども子供の安全・安心のためにグループ制を設けておりますので、例えば、1グループ15人を若干ふやすとか、部屋の間仕切りを行いまして、そのグループの中でもう少しグループをふやすというような形で増設対応をしていけば、もう少しふやせる形ではとっております。

それと、来年度にわしだ保育園が未満児で30名、3歳児以上が50名の増員が予定をされておりますので、こちらのほうもあわせて、もう少し状況を見て考えたいと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁からも明らかなように、3歳未満児が61名も増加をしているという状況の中で、この対応をやはりやっていかなければならない。こういうことは一つの来年度の問題でございます。わしだ保育園の増設計画はその1年後でありますので、当面来年度1年、この対応をどうしていくかということでございますけれども、今年度に比較をして、この61名の増加、これは、現在の保育定数の中で対応できるのかと、この点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 61名を単純に職員数で割りますと、年齢等がございましてグループ基準がございましてけれども、相当な、5名とか、7名とか、8名とかという単純増員で考えれば、そのような形になるかと思えます。したがって、新規採用職員とか、それから、この辺は総務部局とも調整をとりますけれども、非常勤、嘱託職員の採用で対応していきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この入所申し込みにありました3歳未満児の入所について、例えば足切り、待機になる、そうした保育園に入れれない、こういう人たちが発生してくるおそれがあるかないか、その点についてお伺いしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 現段階そのまま第一希望となれば、当然、待機というのではないですけれども、こういう場合は私ども、国の基準上でも待機児童と認定はしているわけではなくて、あき待ちとか入所待ちというような形になります。そちらのほうは第一希望であれば発生する確率はありますけれども、いろいろな園に移って、幸田町全園で考える形で、今、保育士の配置と、それから移動等を行えば、現段階では4月以降では待

機児は発生しないと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、非常に不況が広がる中で、共働きしなければ生活できない、こういう実態が広がってきているわけでありまして。しかしながら、子供がいては働くことができない、3歳未満児であれば特に限られてくる、こういう状況の中で、例えば、就職活動においても、これは認めていく、受け入れていく、こういう対応についてはいかがかということでございますが。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 就職活動と言われましても、その就職活動がどのぐらい長期に及ぶものなのか、また、一時保育でいいものなのか、その辺は本人さんたちの面談の中で対応していきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで共働きをしていて、子供ができて、やむなく仕事をやめなければならない。そういう中で出産、それから、育児を行う中で雇用保険の手続、これは出産後1年経過しても手続ができるわけでありまして、それが雇用保険の対応期間となるわけでありまして。そうすると、その間は就職活動ができる。しかしながら、保育園を希望しても、これは働いていないから入所できない。こういう人たちもいるわけでありまして。ですから、本当に働きたいと願う人たちが、今、なかなか就職ができない。こういう状況の中で子育て支援と就活支援、こういう立場からも、やはり雇用保険の対象となった方たちについても受け入れていく、こういう方向に第一歩を踏み出すべきではなかろうかと思うわけでありましてけれども、そうした点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 御本人さんの状況はよくわかります。私どもとしましても、入所できるものなら受け入れていきたいと感覚でございます。多くの中の第一希望とか、いろいろな先ほど申しましたように、あき待ち児童の方もみえます。その方の預けなければならない状況等の比較もございまして、そちらはすべて面接の中で入所可能なら可能、よそのどこの保育園でもいいということであれば、もしそこが入所できるなら、そのような形をとりたいかと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 入所受け付けをする場合は、聞き取り調査や就労状況、あるいは家庭の状況等を調査しながら、そして決定に至るわけでございますが、しかしながら、今度は保育体制がなければ、これは枠がなければ入所ができないと、こういう状況にもつながってくるわけでありまして、来年度の61名の増加の保育体制で何とかスタートしたものの、途中での就職活動や保育園の入所受け付け、こうした対応には対応できるかということでございますが、これは保育に困っている人がいれば受け付け可能ということで、これからも対応していくおつもりがあるかどうかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 保育士の体制でございます。これは、現在224名、前後しており



ます。若干やめる方とか急遽雇った方がおりますので、基準日がずれますけれども、224名で、正規雇用率が24%しか幸田町はないわけです。今、そのような形の中で、入所可能とか援助を受けられる場合に、もし保育士がその法に定められた1対幾つかという基準の中で受け入れ可能であるならば、私どもとしましては、保育士の体制で確保ができるものであれば対応してまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 保育士の体制では何とか対応はできると言われましたけれども、今度は施設の関係でございますが、施設の関係でいえば、これは地域主権改革の中でも出てくるわけでありまして、規制緩和の中で、面積の基準、こうしたものもこれから出てくるかというふうに思いますが、まだ幸田町ではその件については明らかにされていないわけでありまして。そうした点で、今回、この施設あるいは保育士の体制で、この未満児保育の入所申し込みがふえてきた場合は施設はどうかということでございます。その点についてもお答えいただきたい。

また、幸田小学校区では、保育園、学校ともに子供の増加が顕著になってきている中で、わしだ保育園の増改築という中で保育園については対応をされるわけでございますけれども、こうした人口急増地の中での希望者についてのアンケート調査、あるいは出生から子供の人口動態調査、こういうものをきちん把握していかなければ、直面したときに対応できないという問題が出てまいりますけれども、そうした点ではどのように対応していくのか、この点について調査なども行いながら施設整備を図っていくおつもりがあるかどうかについても伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） まず施設面でございます。施設面、現行施設は数年前に里保育園を未満児受け入れを行えるように拡大しました。そのおかげで私どもの幸田町の保育所の中では未満児の受け入れが格段にふえたかと思っております。

それから、先ほどちょっと私が申し上げましたとおり、施設面に関しては、現段階での施設を有効に使う。とりあえずわしだ保育園ができるまでは、来年度ですけれども、来年1年は何とか現行施設の中でグループ分け、施設の間仕切りを設けたりして、いろいろな形と保育士を絡めて1年を乗り切っていきたい。それをもちまして26年度のオープンのわしだ保育園開園まで何とかするのではないかなと、来年度の計画としてはそのように思っております。

幸田小学校区の急増の関係です。こちらにつきましては、来年度、新システムの中でも子供さんの関係で、全部ひっくるめましてアンケートをとって、それにつきまして事業計画を立てていきますので、そちらの中でもう一度、幸田小学校区も重点的に考えなければならない地域ですので、あわせてアンケート等でいろいろな意向等を調査してまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは保育園のみならず、学校教育ともかかわってくるわけでございますけれども、しかしながら、今の質問は、これは保育園の充実でございますので、就学前児童から、そして、児童クラブ、放課後子ども教室の関連でお聞きをするわけで

ございますけれども、こうした人口急増地におきましては、保育希望がますますふえてくるという傾向があるわけございまして、そうした点で対応していくためには、わしだ保育園の増改築では追いつかない事態が発生してくるといふふうに予想されるわけでありまして、そうした点での児童クラブや、あるいは保育園等もひっくるめて、児童館、あるいは児童センターのようなものをつくって、そして、子育て支援をする、こうした展望を持った取り組み、こうしたことにならないかということでございますけれども、その点についてはいかがかということでございます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 幸田小学校区の急増につきましては非常に危惧はしております。私ども保育園につきましては、ここにお住まいの方がこの保育園ということではございませんので、幸田町全域の保育園の中で受け付けてまいりたいと思っておりますので、当面、わしだ保育園の状況にもよりますけれども、30名の中にも、やはり可動スペースを設けておりまして、未満児がふえれば未満児の方向をふやすとか、そのような臨機応変な形で当面は対応してまいりたいと思っております。これがいっぱいになるかどうかはもう少し状況を見てからの判断となります。

もう一点は、もう一つの新しい施設の件ですけれども、こちらのほうは私ども、以前にはそういう形はありましたけれども、児童クラブも、皆さん御存じのとおり、幸田小学校区では、もうほぼ余裕スペースはございません。したがって、児童クラブ、子ども教室もそうでありまして、このまま幸田小学校が急増した中で空き教室を探すというのは非常に無理でございます。児童クラブがこのままもっと入所数がふえれば、私どもとしましては学校敷地内の別の場所に、例えば何か施設をつくるか、また、あわせてよその地域、隣接する地域の中で何か違う建物、立派なものかどうかはわかりませんが、そのような形の中で児童クラブ等は考えていかざるを得ない時期が必ず来るといような形は思っております。したがって、それもあわせて、それも来年度からの計画書の中では、やはり真剣に考えていく喫緊の課題かと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田小学校区での人口急増に対応するためには、アンケートで意向調査をし、そして、児童クラブや保育園、あるいは放課後子ども教室に対応できる、今後に対応できる、そういうものをぜひ計画の中で立てていただきたい。これは来年度から実施をするということで、再度の確認であります。

それから、3歳未満児保育につきましては、とにかく来年度1年間は増加傾向にある希望については受け付けをし、そして、待機児を出さない取り組みをしていく、この考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 児童クラブにつきましては、今回の空き教室がない状況下におかれましては、やはり別の場所に増築できるか等も含めまして、喫緊の課題として法案化された子ども・子育て3法の中での事業計画で総合的に考えてまいりたいと思っております。

それから、未満児の受け入れ、待機児童の解消につきましては、従来から申しますとおり、保育士の配置、間仕切りの現行の中で、わしだ保育園が増築するまで、25年度は

保育士のほうは増員する予定ですが、何とかそちらのほうの現有施設、保育士の中で対応してまいりたいと。26年度以降につきましては、その状況を見ながら、待機児が発生しない対応を私どもの使命として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、再任用制度の活用について伺うものであります。

年金支給開始年齢（報酬比例部分）が段階的に引き上げられてまいります。このままでは公務員等における定年退職後、公的年金支給開始までの間、無収入期間が発生してまいります。また、公務員につきましては、雇用保険の対象になっていないために、退職後、雇用保険も受けられない、こういう状況の中で無収入が発生するわけでございます。こうした点で、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金を確実に接続させることが必要でございます。年金と雇用を接続させることは民間も公務員も共通の課題であります。このような問題に直面している現在、町としてこの問題をどう対応する考えかについて伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 再任用関係の御質問でございますが、高齢職員の取り扱いにつきましては、町といたしましても、これまで早期退職者を中心といたしまして、その能力の再活用といいますか、そういったことで嘱託員等の活躍を図ってきたところでもございます。

今、御指摘のありましたように、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の段階的な支給開始年齢の引き上げに伴いまして、定年が60歳でございますので、そういったことが実施をされますと無収入期間ということになってくるわけでございます。

こうしたことから、私どもとしましても、国のほうでは当初、定年延長といったようなことも考えられていたわけでございますけれども、民間のほうの状況などを踏まえまして、再任用制度を取り入れるといったような基本方針が示されてきているところでございます。

地方公務員法の関係につきましても、さきの国会におきまして上程が検討されたわけでございますが、さきの国会におきましては上程が見送られたといったようなことがございます。町といたしましては、こういった動向というものも見守っていかねばならないと考えておりますが、現段階におきましては、そういった状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 再任用制度についてでございますが、当然御承知でございますけれども、これは給与の定数の枠内ということで、平成13年から満額年金の支給開始年齢の引き上げに対応して、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金の連携を図るとともに、長年培った能力や経験を有効に発揮できるようにするためのものであるというふうに定義づけられているものであります。「任命権者は、定年後も公務内において引き続き働く意欲と能力を有する職員については、できる限り採用するよう努めることが求められる」、こういうものでございます。幸田町でも、その制度として条例化はされましたけれども、しかしながら、これは実施されておま

せん。今までは早期退職の肩たたきをやり、そして、その後の職務としては嘱託で数年雇用する、こういうことを長年続けてきたわけでありましてけれども、しかしながら、もうそれではどうにもならない、こういう状況になってきているわけでございます。そうした点で、いろいろな各自治体、近隣等でもそうでございますけれども、この職員の公務員の報酬比例部分が段階的に引き上げられる、このことに伴って意向調査、こういうのを実施しているわけでありまして。この意向の把握時期、これについては、定年退職の1年半前ぐらいに行うという、こういうような調査も行っている。この調査をやはり幸田町でも実施をし、そして、定年後の働く場の確保、こういうものにも道を開いていく、そういう考えに立つべきではなかろうかなというものでございますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） こうした高年齢職員、そういった言い方で言っているかわかりませんが、こういった該当職員に対しましてのアンケート調査をということでございます。確かに国のほうからの対応につきましては、そういった状況もお聞きをいたしているところでございます。

私どもといたしましても、こういった該当の定年が近くなってきた職員に対しまして、今後の進路、こういったものをどのように考えておられるか、それぞれの職員によってやはり考え方も違ってこようかということでございますので、そういったアンケートということではなく、今年度は特に該当の職員個別にお話を承りまして、その対応方針というものも考えてきたところでございます。それぞれの状況がございまして、これをアンケート方式にするのかどうかということにつきましては、今後の状況もまた踏まえながら考えてみたいと思っておりますが、現段階では、個別にそれぞれの職員の意向というものを把握させていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 再任用制度については、幸田町で実施してこなかった。この経過については、この再任用制度が職員定数の枠内である、こういう中で実施してこなかったという経過があるわけでありまして、名古屋市など大きな市では、再任用制度を取り入れながら実施をしているわけでありまして。しかしながら、幸田町においては、これはやはり今、職員の定数を削減してきた、こうした経過の中から、この制度が設けられなかったということでありまして、しかしながら、この再任用には週40時間のフルタイム勤務と、それから、週16時間から32時間までの短時間勤務というのがありまして、フルタイムは職員定数に換算をされます。しかし、短時間勤務は定数換算をされない、ということで、再任用活用の道もあるのではないかと、この点についての質問でございます。

この再任用は、先ほど定年退職前の職員の次の就職先として嘱託という、こういう雇用を町としてはとられてきたわけでございますけれども、しかしながら、再任用は臨時的な意味合いの強い嘱託と違って、身分も安定しているわけでありまして、期末手当も支給されると、こういうような状況の中で、やはり人件費の削減もあるわけですから

も、現在年金と連動しない、こういう中においては、やはりこうした制度の活用で定数の枠外の中で考えていく、こういう考え方もあっていいのではないかと思うわけですが、この点についてはどう検討されてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 再任用制度の関係につきましては、御指摘のとおり、今、条例を町としては制定をさせていただいているところでございます。そして、実態としては、今まで、その再任用制度というものは活用していないところでございまして、これにつきましても、やはり定数の関係、新卒で入ってこられる方々の活用、そういったものの全体的な人事構成、こういったことも踏まえながら考えてさせていただく中で、再任用制度というものに現在は取り組んでいないわけでございます。

ただ、今回の国のほうで示されている再任用制度でいきますと、そういった希望者につきましては、町として雇用していくといったことが義務づけられるような、そういった意思を持っておられる職員につきましては、雇用していくといったことが義務づけられるようなことも聞いております。

それと再任用につきましては、今御指摘のありましたように、フルタイム、そして、短時間勤務、こういった2種類の雇用形態があるということもお聞きをいたしております。そうした中で、定数の関係につきましては、短時間の勤務の方々につきましては、定数除外ということでございます。どの自治体につきましても、今まで定数というものの関係の中で、非常に利用しにくい制度であったということでございますが、今回の中では、短時間勤務の方については定数除外ということもあるわけでございますので、そういった制度というものが今回の地方公務員法の改正が今後またなされますけれども、これは国のほうの制度に当然準じた制度内容だというふうに私どもとしては理解をいたしておりますが、そういった状況も踏まえながら、活用できるものは活用していきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 消防職員の不足が深刻になっている、こういうことを私も9月議会の中で質問をし、明らかになってきたところでありますが、平成23年では、西三河の平均充足率63.9%に対して幸田町は51.1%であります。ですから、このことから近隣に比較をしても幸田町の消防職員の不足ということは明らかでございまして、それで、消防の整備基本計画、この中では、定数50名を60名にするという計画でありまして、12月議会にもこの職員定数の増員の条例提案がされているところでありまして、この10名の増員、これが議案として上がってきているわけでありまして、

しかしながら、今回、近隣との比較をした場合、60名にして、この充足率がどのようになるのか。また、退職職員も出てくる中で、やはり新採用ですと、これは消防職員の経験、それから資格要件、また、消防車の大型の車を運転しなければならない、こういうのもやはり入ったばかりでは消防自動車さえ動かさないと。こういう中で、やはり一人前になるには3年以上がかかると言われている中で、新規採用職員とあわせて、やはり経験豊富な方たちを生かす道としても再任用という形の中できちんと体制づくりをしていく必要があるのではないかと。これは、今現在は消防職員の中での質問でございませ

けれども、幸田町全体の職員の配置計画基準、これをきちんとしていかなければ、定数をどう増員して、どのようにやっていくのかということが、ふやすだけでは何ともできないわけでありまして、そうした点の意向調査もやるべきではなかろうかというふうに思います。また、60歳を超える職員がふえますと、将来を担う若手職員の安定的な……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○13番（丸山千代子君） 確保ができないわけでありまして、こうした人事の新陳代謝を図ることができる体制づくりが必要と考えます。この体制づくりについて明らかにされる考えがあるかどうかについても伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 消防のほうの職員の人員計画でございますけれども、今回、定数条例におきましては、10名の職員増ということで、今、お願いをさせていただいているところでございます。現状におきましては50名ということでございまして、この60名体制につきましては、先ほど御指摘のございます消防整備基本計画の中におきまして、平成32年度につきまして60名という計画を今持っているわけでございます。その中で、充足率というお話が今ございましたですけれども、確かに23年につきましては51.1%ということでございますが、最終的には、この計画につきましては平成33年、61名体制ということで、今、この計画の中ではお示しがされているところでございます。その平成33年につきましては、64.9%といった充足率になるという見込みを立てているところでございます。

確かに言われますように、消防の関係につきましては、今後、消防本部が設置をされました当時の職員、こういった職員が退職の時期をこれから迎えてくるわけでございます。そうした職員構成のバランス、こういったことも考えていく必要があるかということで、この計画に基づいて退職者等も勘案しながら、この計画をつくらせていただいているということでございますので、今後の職員の研修、こういったことにつきましては、消防本部のほうでまたいろいろと御検討をいただくということでございますが、職員に対しての計画につきましては、以上申し上げたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○13番（丸山千代子君） 全体の職員。

○議長（池田久男君） 全体の職員について。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 消防を含めて全体ということ、一般職も含めてということですか。

今回の定数の関係につきましては、今、目いっぱいのところも定数として部門によってはあるわけでございますが、今回の消防の計画につきましては、こういった計画にもたれたものにつきまして人員配置計画を出ささせていただいたということでございます。その他の関係につきましては、先ほどお話がありましたように、広域の問題、またそして、今、お話も出ておりました再任用ということも考えていく必要もあろうかということもあるわけでございますけれども、こうした、今補てんをさせていただいている現在の職員配置というものが、消防のようにいっぱいのところもございます。柔軟な人

員配置というものを考えていく上では、目いっぱいな状況でありますと、硬直したような人事管理ということになりますので、若干余裕を持たせていただく部門もあるということでございますので、お含みをいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年金と雇用が接続できる、こうした体制づくりの中で、定数の枠外の中で職員配置体制を明らかにされる考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 再任用の関係につきましては、先ほどから申し上げておりますように、現在、国のほうでも次の国会におきまして、関係法案、地方公務員法の改正など、また上程をしていくというような考え方でおられるわけでございます。さきの11月26日付によりまして、25年度の定年退職者等につきましては公的年金の国の状況も踏まえまして、次の国会のほうに提案をされるということでございますけれども、公的年金の支給年齢の引き上げの時期がこれは迫っているということございまして、国のほうから通達によりまして、現行の再任用制度によりまして、公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向も踏まえて、可能な限り雇用の継続を図るように配慮することといったような文書も踏まえております。こういった状況もございまして、今後の法案の成立、また、そうした状況も踏まえながら、今後の再任用の取り扱い、定数をそれで行っていくのかどうか、これは当然また人事計画ということにもなってくるわけでございますので、そういったことも今後の状況を踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時58分

---

再開 午前10時08分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、酒向弘康君の質問を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

まず、1項目目の循環型社会づくりの取り組みについて、お伺いをしてまいります。

今、地球が直面している環境の悪化問題は、私たち人間が地球の資源を惜しみなく使い続け、そして、大量生産、大量消費、大量破壊をしてきたツケが回ってきていると言われております。限りある資源を大切に使い、あるいは育て、社会のシステムや私たちのライフスタイルを大きく変えていく必要があります。そして、今後、真に豊かな生活と活力に満ちた産業、経済活動をしていくためには、持続可能な環境に優しい循環型社会をつくり上げていかなければならないと考えております。

まず、本町のリサイクル、リユース、リデュースの3R、もう一つ、最近よく使われますリフューズを加えた4Rと言われる循環型社会に向けた全体の取り組みの状況につ

いてお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 町におきましては、資源の効率的利用、そして消費抑制、それら環境への負荷低減を図る循環型社会を目指しまして、一般廃棄物処理基本計画、これは20年度に策定いたしました。それを策定のもと、町民、事業者、そして行政が一体となり、3R、リデュース、リユース、そして、リサイクル運動を推進しております。

自前の廃棄物処理施設が町にはございませんので、排出量の抑制は近々の課題といたしまして指定ごみ袋制の導入による排出抑制、そして、地域ステーションを初めとした分別収集による資源化、職員によります分別ステーション、そして事業所への指導要請活動、さらには、子ども会団体等によります資源回収事業を展開してきてございます。

これら取り組みによりまして町民の方々に高い理解、協力をいただいております。今日では県下で1人当たりのごみ排出量、そして、リサイクル率が上位にあるという喜ばしい結果も出ている次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 平成22年の住民意識の調査の中で、町の取り組みの環境問題に対して、今後重点的に取り組んでいくべき項目は、リサイクルやごみの減量化がここ数年連続で1位となっており、住民の関心も高いところであります。物を燃やすと煙やガス、すす、あるいは有毒な化学物質が発生し、それを取り除くために多くのコストもかかっております。

日本全体のごみ焼却施設の数世界で断トツ1位です。大まかに1人当たり毎日1キログラムのごみを出していると言われ、1家庭からは年間で1から2トン、このごみが出ていると言われております。燃やすとダイオキシンの発生、埋めると土壌汚染といった認識のもと、ヨーロッパの国々ではごみゼロ社会づくり、これが循環経済法により、ごみをつくらない、売らない、買わないという社会システム基盤がしっかりと整備をされております。ごみは燃やすことで量は減りますが、それでは本当の解決にはなりません。日本のごみ処理の考え方は根本的に間違っていると云わざるを得ません。

私は11月の初め、ごみ行政の取り組みについて、愛媛県の松前町（まさきちょう）に行きました。まつまえちょうと書いてまさきちょうであります。行政視察研修に行つてまいりました。行政視察はテーマを持ってしっかりと事前準備を行い、現地で実際に研修することは大変勉強になり、刺激も受けるものであります。この松前町は、本町とよく似たところが多く、人口は3万5,000人。企業も多く立地し、同じように、ごみの焼却施設を持たない環境下でごみの減量に知恵を使っていました。

この松前町は、生ごみリサイクルプランを策定し、ごみバンク制度、あるいは徹底した生ごみの水切りを奨励し、住民向けにわかりやすいごみ減量情報紙まで発行して、徹底した活動をしてまいりました。その結果、毎年着実にごみの排出量を減少させてまいりました。

質問であります。



本町の1人当たりのごみ排出量の推移と今後の見込みについてお聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 1人当たりのごみ排出量でございますが、近年の状況を申し上げます。

5年前の平成19年度、1人日784グラム、3年前の21年度でございますが、こちらは721グラム、昨年度は711グラムと、ここまではわずかずつではございますが、減少の傾向にあります。今後とも継続してごみ減量資源化に取り組んでまいりますが、区画整理事業の推進等に伴いまして、今後のごみ量については、ふえるということも幾らか想定している次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 先ほど部長も言われましたように、1人当たりのごみの排出量は県下一少ない自治体ということで、私も誇らしく思う一方で、ごみ袋は県下一高いところでもあります。この高いごみ袋はそれなりに効果があると考えますが、その意味で、住民任せの部分と住民の大きな理解と協力でもってその量が維持できているという感もぬぐえません。

本町では、この数年の施策としまして、ノーレジ袋、生ごみコンポスト、あるいは生ごみ処理器の推進が実施されてきておりますが、その利用数、あるいは補助申請状況等、また、その効果についてもお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） スーパーや商店での買い物客に対するノーレジ袋の取り組みにつきましては、資源節約、環境への負荷軽減を目的に、平成20年度から取り組んでまいりました。現在、10店舗の方と町は協定を締結しておりまして、レジ袋の辞退率、おおむね90%に達しているという状況にございまして、効果を上げているというふうに考えております。今後とも協定締結店舗等をふやす等を図っていきたいと考えている次第でございます。

次に、生ごみ処理容器等設置補助事業でございますが、近年では年に約四、五十台の補助等をさせていただいております。平成3年から平成23年度まで、処理容器につきましては583器、そして、処理器につきましては1,350器申請を受けまして補助金を交付させていただいております。家庭から排出されます可燃ごみの減量・資源化に果たしている役割は大きなものというふうに認識をしております。

なお、平成13年度から始めました地域の生ごみ堆肥化処理事業でございますが、設備の消耗等から、来年、平成25年度からは里地区のみとなりますが、地元主導の形で継続を図り、循環型社会の形成に一躍を担っていただけるものと大いに期待をしているというところでございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 碧南市では県下で唯一、ごみ袋を無料で家庭に配布をしております。しかし、ここに来まして、年間1世帯当たり120枚の袋を無料配布していたものを80枚に減らそうという動きもあるということでもあります。運動会の参加賞でもらうごみ袋は家庭で一番喜ばれます。しかし、やはりただでもらった袋ということで、ごみを多く出

してしまいがちな、そんな心理と同じかと思います。

このように、各自治体では現状と真剣に向き合い、ある種の危機感を持ってごみ減量化と循環型社会づくりに向けて取り組んでいます。本町もごみ減量やごみをごみにしない施策について、もっと大きく踏み出して、その方向転換、施策等を考えていくべきではないかと考えますが、その必要性を感じておられるか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 経済成長期の大量生産、大量消費、そして大量破棄と。それにあわせて生活スタイルということで、その後の環境資源問題、あるいは処理施設の課題等、廃棄物処理を取り巻く環境というものは大きく変化をしてくれています。

廃棄物処理の基本となります排出方法には住民や事業者の排出責任を規定されておりますように、清掃事業への意識、そして地域の協力、これはごみには不可欠であるということでございます。ごみをふやし、そのものの処理に金を費やすというものは大変残念なことだと思っております。現在の処理の現況に甘えることなく、よりよい処理を図っていききたいと、かように思っている次第でございます。

今後、変化していくごみ問題に対処していくためには、ソフト面といたしましては、さらに住民、事業者の理解を得て共同化を図っていききたい。そして、ハード面では、やはり開発、技術というものは日進月歩でございます。それらの情報を収集・研究して減量・資源化にさらに努めていききたいと、かように思っている次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ソフト面とハード面を聞かせていただきました。

次に移ります。

産業用の燃料、これは、第2次オイルショックや新興国の経済発展、あるいは地球温暖化問題に伴って高騰をしております。そのような中で注目されているのがバイオマスで、代表的なものとして生ごみ、木くず、わら、家畜のふん尿などがあります。これを再生したエネルギーがバイオ燃料、BDFであります。石油のような枯渇性資源にかわって、非枯渇性資源として注目されております。

松前町はごみをごみでなく資源にと循環型社会を確立させるため、国の農林水産省が推進しておりましたバイオマス構想に手を挙げ、認定されておりました。このバイオマスタウン構想は平成16年から全国で募集し、目標であった300自治体に達したため、募集を終了しております。愛知県では名古屋市、豊橋市、豊川市、田原市の四つの自治体のみが公表・認定されております。

松前町では、このバイオマスタウン構想の町として手を挙げ認定されました。そして、国からの補助金制度を活用し、剪定枝のチップ、その堆肥化プラントの事業化の費用2,000万円の半額1,000万円の支援を国から受けて堆肥化を実現しておりました。実際に堆肥になるまでの現地を見てまいりましたが、におい、臭気の研究もあわせて行っており、ほとんど臭みもなく、その堆肥を肥料として袋にも詰めておりました。

本町ではBDF事業や一部地域での、先ほど出ました里の堆肥化ですね、あるいは本町の民間の取り組み等々をあわせ、ちょっと手を加えればバイオマスタウンとして十分公表できるものであったかと思えます。なぜ手を挙げなかったのか。国に対し公表を申

請する考えはなかったのかをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） バイオマスマスタウン構想の定義でございますけれども、バイオマスの発生から利用までが効率的な過程、プロセスで結ばれた総合的利活用システムが整備され、将来にわたりバイオマスの利活用が行われる地域となっております。

本町においては、平成12年度、家畜ふん尿管理の適正化利用促進の動きと生ごみの減量・資源化を目的に、幸田町畜ふん・生ごみ堆肥化研究会によりまして、堆肥化によりましてバイオマスの研究、そして、検討が重ねられてまいりました。しかし、堆肥センターの建設、処理コスト、あるいは臭気対策、そして、消費ルートなどの確保、また、需要供給バランス等の見きわめを含めまして課題が山積いたしまして、今後も研究する必要などがあるということで、実施までには至らなかったということでございました。

研究会の提言を最終にいただいておりますが、今後とも重要な取り組みとされ、条件整備、研究継続が要望されておりますが、その後、際立った状況に変化もないということで、手を挙げるに至らなかったということでございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 本町では、剪定枝のチップ化はされておりますが、プラントというほどのものではありません。松前町では、家庭から出る庭木の枝、あるいは草、また、畑の残渣も決められた場所に置けば回収してくれるということで、すべて堆肥になる仕組みづくりに取り組んでおりました。

私も少しだけ畑を借りて野菜づくりやっております。10月末にサツマイモのツル、あるいは残渣、庭の剪定枝等々を片づけるのに、野焼きは煙が出るため町のごみ袋に入れたら6袋にもなりました。これは、個人的にも高いごみ袋を使わなければならないということのもとより、焼却に税金が使われるわけです。土から生えて育ち、肥やしとしてまた土に返していく。これが循環型社会の原点だというふうに考えております。

今後、剪定枝の回収化、あるいはそのチップ化をして堆肥化する考えはありませんか。少しでも回収を進め、本町でも問題の多い野焼きの苦情にも同時に対応できるというふうに考えますが、いかがでしょうか、考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、地域のステーションの可燃ごみに排出されております剪定枝、これは請負業者の聞き取りによりまして、月におおむね五、六百キログラム程度だということを聞いております。減量・資源化を推進するには、やはり可燃ごみとして処理するのではなくて、チップ化をし、資源として活用を図ることが必要であるということで、現在、このチップ化事業というものをシルバー人材センターに委託いたしまして実施していただいておりますので、一層の検討を行っていききたいと、かように思う次第でございます。

また、指摘いただきました畑の作物残渣、そして、野焼きの苦情という部分でございますけれども、これらについては本町だけの現象ではございません。近隣市の共通の問題といたしますか、課題でございまして、今後、広域の協議の場でも、やはりこれらのことをいろいろ町からも出して、他市の意見を伺うとか対策を考えるということ等、検討

をしてまいりたいと、かように思う次第でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 野焼きはどこの市町も問題だということではありますが、幸田町も先駆けて解決ということも積極的にやってもらいたいと思います。

先ほどの松前町では、使用済み食料油のバイオ燃料として、これを利用するために町内で独自の変換施設を設け、公用車、コミュニティーバス、公用ボイラーの燃料にまで使っていました。本町の使用済み食料油は、現在、公共から出るとんぷら油のみをBDF化しています。バイオ燃料化の現状について、どの程度の量を再生しているのか。また、家庭から出る使用済み食料油の発生とその処置の現状についてお聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 家庭から排出されます使用済みのてんぷら油につきましては、多くは市販の凝固剤等で固められまして地域の可燃ステーションに出されているというふうに思われます。本町の今取り組んでおりますBDF化におきましては、現在、町の給食センター、そして、保育園、消防署などの公共施設及び職員の家庭から排出されますものを対象に回収をしております。

BDF化しているその実績でございますが、22年度は1,410キログラム回収をいたしまして、ちょうど1,000リットルの燃料化、そして、23年度は3,390キログラム回収いたしまして1,600リットルの燃料を活用しております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 家庭から出るとんぷら油の処理は、先ほど言われましたように、固形化したり、あるいは紙にしみ込ませて捨てるといったように、大変面倒であり、下水に流れることは下水道に大きな負担をかけることにもなります。ぜひ家庭から出る食用油も回収してバイオ燃料化へと進めるべきだというふうに考えます。

再度お聞きをいたします。家庭から出るとんぷら油の回収化を進め、バイオ燃料化を進めていく考えがあるか、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） ごみ減量、そして、資源化の推進のためには、やはりこの家庭から排出されるてんぷら油もさらに拡充して、循環型社会、そして、排出抑制を図っていきたいというふうに思います。排出・回収方法を含めまして、効率的実施拡大を前向きに検討させていただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 前向きにということですので、早急に行動を起こしてもらいたいというふうに思います。

視察をしていて驚いたことは、家庭から出る使用済みてんぷら油の回収ボックス、現在6カ所あるわけですが、その一つを庁舎内の真ん中に堂々と置かれていたことでありました。今後、町では回収ボックスを増設していく計画ということであり、家庭から発生する生ごみの堆肥化、あるいは炭化、燃料化へと着々と挑戦をしておりました。

また、松前町の町の花はヒマワリであります。このヒマワリを栽培して種から油をとり、保育園の給食や文化祭でフライドポテトなどに使用し、それを使った油を今度はバ

イオ燃料へとまた利活用しております。まさに地域と一体となった取り組みをしており  
ました。

田原市等が参画する菜の花プロジェクトネットワークは、休耕田に菜の花を植えて育  
て菜種油にする取り組みも有名であります。松前町は町の花ヒマワリから油をとり燃料  
化し、販売までしてございました。その場所で松前町の職員さんから質問をされました。

「幸田町さんの町の花はツバキですね。ツバキから油をとるといった考えはないです  
か」と逆に質問をされました。意識の違いをはっきりと感じました。言われてみれば、  
本町の花はツバキであります。ツバキの実からは良質の油がとれると思います。里保育  
園の母の会では、本光寺でツバキの実を園児と広い、幡豆の業者に引き取ってもらい母  
の会運営費に充てております。今は町内でツバキから油をとるといった量はきつとわず  
かだと思いますが、幸田町のPR、住民の意識刺激のため、ツバキを多く植え、花と実  
を大いに活用する、そんな夢のある、いきな考えはないでしょうか、伺います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 発想の転換が必要というふうに提案を受けとめさせていた  
だきます。昭和48年に町の花ツバキが制定されております。もともと町内に多くのツバ  
キが自生していたことに由来するものだというふうに思います。ですが、ツバキのこの  
実を収穫活用、あるいは集団的に栽培をするというような状況にも今日も含めてござい  
ません。そのようなことも含めまして、議員から提案いただきました部分でも、私もは  
っと思うことがございまして、できれば、別の方法で町のPR資源として活用を図っ  
てまいりたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ぜひ、そのような夢のある実現もしていただきたいなというふう  
に思います。このツバキ油というのは、食用のほか化粧品、薬品、石けんなど非常に多く  
用いられておまして、この油は純油なので、第二次世界大戦の零戦の燃料としても使  
われたようでありますので、良質な油かと思えます。

このバイオマスの取り組みは、CO<sub>2</sub>を低減するばかりでなく、地域を活性化し、雇  
用も生まれてくると松前町の担当者は声を大にして熱っぽく説明をしてくれました。そ  
して、新たに松前町一般廃棄物処理基本計画を町の総合計画をもとに策定をしておりま  
す。計画期間は平成23年から15年間ということであります。

町長にお伺いをいたします。

本町も平成15年に策定された環境基本計画があり、本年度が中間年の年でもあります。  
ISO14000を自主管理に変えた本町にとって、カーボンニュートラル活動を強化  
する取り組みが必要だと思います。バイオマスタウン構想は終わったのですが、これに  
かわるバイオマス活用推進計画を策定する考えはないでしょうか。また、ほかにも新潟  
県新発田市が全国に先駆けて制定した食の循環によるまちづくり条例のように、町がす  
べきこと、住民、事業者がすべきこと、この役割をしっかりと定め、取り組んでいる自  
治体もあります。本町の第6次総合計画にあわせ、これを策定することで活動を一本の  
柱として町民、事業者、行政の3者が一体となれるごみ減量に対する意識の改革を図り、  
活動と流れを一元化する仕組みづくりが今必要だというふうに思います。エコの町幸田

の町長として、一步先を行く取り組みを進めていく考えについて、前向きなお考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幸田町につきましては、エコタウン、エコの町ということで、ゆるキャラのえこたんもつくっている町でございます。酒向委員からもいろいろな御意見をいただきまして、大変ありがたく思っております。「一步先を行く」という私のキャッチフレーズを使っていただきまして、大変ありがとうございます。

前回は竹林の対策の問題だとか、シルバーの剪定枝の問題、町がやることと、それから、町民の皆さんに協力いただくこと、松前町ですか、ぜひ私も一度行って内容を見てみたいというふうに思っております。えこたんの町として、酒向議員がおっしゃった、このエコの町の幸田をさらに進めるためにも、コンパクトなまちづくりとしての努力ができる範囲であろうというふうに思っておりますので、よく担当部局と一つの、プロジェクトではないですが、そういう計画をつくりながら、来年度、できることから進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 努力できる範囲内の活動かということで、取り組んでいただけるということですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

田原市では、トヨタ自動車の塗装工程で出る水溶性の塗装かす、これを汚泥とまぜまして、燃える燃料として、今まで有償で引き取ってもらっていたものを売ることができるといことです。それと町の汚泥も資源にと両方、Win-Winの関係で、よいことばかりだという例もあるようであります。このように、知恵と工夫でごみを資源化して生かして使い、これを地域の中で連鎖させて、循環型社会の実現に向け、限りある資源を有効利用する仕組みづくりを考え、進めていく必要がある時代に入ってきているということを強く申し上げ、この項目の質問を終わります。

次に、二つ目の項目の町の情報セキュリティーの状況について質問をいたします。

今、世界は、情報技術の発展により、通信衛星や光ファイバー等の新しい情報通信が急ピッチで進み、人、物、資源、情報の移動がボーダーレス化している真ただ中に置かれております。

この広がりに伴って、個人情報を大量に売り買いする悪徳ビジネスや犯罪など、一昔前には考えられなかった事件も発生しております。これは、2005年の個人情報保護法が施行され、住民の氏名や住所などが世帯ごとに記されていた住民台帳も原則的に閲覧できなくなったことが、この個人情報の価値が一気に高まった原因ということもあります。

自治会の運営においても情報環境は一段と整備され、情報システム及びネットワークは必要不可欠な重要な基盤となっております。行政が持つ情報は、迅速かつ効率的、有効的に使わなければなりません。この基本的な考え方として、住民サービスの向上のためということとは言ってもありません。

そこで質問をしますが、まず、現在、幸田町には庁舎内、あるいは小学校、保育園を含めて、重要性の高い情報が取り扱われていると思います。何人の職員が何台の端末を使って業務、通信をされているのか、それぞれお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 何人の職員が、また、何台の電算のほうの端末を業務に活用しているかどうかという御質問でございますが、まず、学校を除きます庁舎内外におきましての関係でございますが、職員数323人でございますが、県のほうに派遣だとか、そういった派遣職員を除きますと318人がございます。こういった者を対象といたしまして、363台がインターネットのほうに今、接続をいたしております。また、インターネットには直接は接続いたしておりませんが、専用接続によりまして、通信のみ業務用に端末を置いているわけでございますけれども、こうしたものを含めると、今、全体で406台の稼働をしている状況でございます。また、学校につきましては、利用している教員の数につきましては、非常勤を含めまして265人、教員用のパソコンが219台、作業用として供用しているものが36台、合計255台が稼働しているということでございまして、こちらにつきましては、すべてインターネットのほうに接続をさせていただいているというふうに聞いております。

よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 多くの端末が使われているということがわかります。

つい最近の事件として、住民票などに記載された個人情報を漏らしたとして、船橋市の市民税課の非常勤職員が地方公務員法違反の容疑で逮捕されました。この職員は、同課で9年以上勤務のベテランで、個人情報が調べられる窓口の端末の操作をしており、それぞれの情報を見る際、パスワードを入れる必要もなく、課税対象者の所得あるいは勤務先など、より高度な個人情報にもアクセスが可能だったということでもあります。

この事件に関して、総務省は、「市町村は個人のあらゆる情報を持っている。情報管理やチェックを徹底し、職員に個人情報保護の認識を持って仕事をしてもらうしかない」との見解を示しています。

質問であります。住民の個人情報は、住民の重要な財産です。この財産を守ることにも行政の役目です。職員に個人情報保護の認識を持って業務をしてもらうため、一層のコンプライアンス意識の向上や職員のモラル研修はどのように行われておりますか、お伺いをいたします。

また、その研修は非正規職員も含め、全員が対象であるべきだと考えますが、その点についてもお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 個人情報につきましては、非常に重要な意味を持つものでございます。その管理というものは非常に徹底してまいらなければならないということで考えているものでございますが、当然、ハード面につきましては、それぞれの機器におきます関係ソフト等によりまして、外部からの攻撃ですとか内部からの情報流出というものも防ぐような対策をとっているわけでございますが、コンプライアンス意識、こういったものの向上ですとか、それから、職員のモラル研修ということにつきましても、通信による個人情報保護、情報セキュリティーの研修、こういったものに今、取り組んでいるところでございます。

また、年度初めおきましては、新規採用職員も入ってくるわけでございますけれども、こういった職員を対象にいたしまして、情報処理関係につきます研修等も行わせていただいているところでございます。

なお、非正規職員、非常勤職員関係の研修をとということでございますが、こちらについては、現在のところ行っておりません。今後、こういった個人情報に携わる部分もなきにしもあらずですが、基本的にはそういった部署というのは端末等にはなるべく触れないような形を考えているわけでございますけれども、職務上の中によっては、そういったものに触れるところもございますので、非常勤の方々に対する研修というものも今後積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、今後、そういった内容等につきまして、よく検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会におきましては、学校職員が適正にコンピューターを扱うためのルールの遵守、そして、学校におけるモラル研修の現状であります。各校とも町教育委員会が作成しております小中学校コンピューター等管理運営要綱、そして、小中学校等個人情報の保護・管理ガイドライン、これを使いまして職員会議の折に学習会を行っております。職員会議に出席しない非常勤の職員に対しましても、学習会資料を配付いたしまして、個別にその内容を伝達しております。

また、各学校の情報教育担当が集まります教育委員会主催であります情報化対応教育推進委員会においては、情報モラル教育に関する研修を毎年行っているところでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） ぜひ正、非の職員問わず研修を進めるべきだというふうに思います。

研修にかかわることではありますが、地方公務員を対象に総務省が行っておりますインターネットを用いたeラーニングによる情報セキュリティ研修があるようです。時間、場所を選ばず、あいた時間をつくり、自分のペースや達成度に応じて学習を進めることができるものです。役所では時間の使い方がなかなか難しい面もあるかと思いますが、他の自治体の進め方を研究され、その活用網を考えるとよいのではないかと思います。

私もインターネットでその研修を見てみました。受講は無料で、個人個人で手軽にできる研修になっています。ことは10月1日で締め切られておりました。来年度はぜひ多くの方が研修・活用されたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） eラーニングにつきましては、今年度は私どもは取り組んでおりませんが、これまで実施しました状況につきましては、116名の職員のほうが個人情報の保護の関係、またそして、情報セキュリティの関係、これは、どちらかいずれかにつきまして受講させていただいているところでございます。個人個人のそういった研修という部分でも有効なものというふうにも理解をいたしております。経費も無料ということでございますので、そうしたものについては、今後とも極力職員も活用して



もらえるように、またPRもしていきたいなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 最近、企業では産業スパイとして内部に入り込み、機密情報や重要データ、図面までもが流出する事件も発生しております。このため、企業の情報セキュリティは二重三重の管理がされ、入退場時のパソコン本体自体、携帯電話、USBメモリーなどの電子機器の手荷物検査、あるいは車内のトランクの中まで検査を徹底しております。当然、記憶媒体にもデータを入力、落とすこともできなくなっております。さらに、メール送信についても、あらかじめ許可されているところのみ可能であり、また、不適切な言葉の入ったメールもブロックされ、それが所属長に通告が入るようになっております。

このように、情報セキュリティガバナンスの確立に向けて万全の体制を目指しているわけですが、庁舎内の職員、委託業者や訪問する人について、データの不正利用やパソコン持ち込みによるデータ流出など、電子媒体等の規制状況、メールの取り扱いの状況について、また、その罰則規定があるならお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 持ち出しとか、そういった情報管理の関係でございますけれども、本町では、外部媒体を利用したデータの持ち出しは基本的に禁止といたしております。ただ、やむを得ず持ち出ししなければならないというような場合につきましては、企画政策課の電算室におきまして処理をいたしまして持ち出しの記録を残すというようなことを対応しながら、持ち出しを許可するという場合がございます。

手法といたしましては、USBメモリーですとかCD、またDVD、こういったもの書き込みをいたしまして対応するというような状況をとっているところでございます。そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 過去、幸田町でも数年前、個人情報の入った電子媒体が紛失した事件は、身近の問題として改めて情報管理の徹底の必要性を認識させられました。この本町での学校関係に関する2件の事件を教訓とした施策についてお伺いをいたします。

これらの事件の内容と、事件発生後は再発はないかと認識しておりますが、再発防止策をどのようにされたか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校関係における事件の概要についてであります。

町内各小中学校にコンピューターを配置いたしました平成18年以降、情報紛失に関しまして2件の報告を受けております。1件は、平成19年、中学校教員がスポーツ施設において車上ねらいに遭い、生徒名簿の入ったバッグの盗難被害を受けた件であります。もう1件は、平成20年、小学校において、児童のテスト結果をつづったファイルが盗難被害に遭った件であります。議会の皆様にも御心配をおかけいたしました。その後、こうした事件は起きていないと認識をいたしております。

次に、再発防止策についてであります。

教育委員会といたしましては、先ほど答弁もいたしましたが、小中学校における個人

情報の保護・管理ガイドラインの遵守について、校長会等において指導の徹底を図っております。

その内容であります。学校関係職員は常日ごろから多くの個人情報を扱っているという自覚を持つこと、個人情報を扱う仕事は学校内にいる時間に済ませるよう心がけること等であります。各学校におきましては、職員会議等、折に触れ機会をとらえて管理責任者である校長が職員を指導いたしております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 徹底をされているということでもあります。学校現場においても電子化が進み、教育が扱う個人情報というのは非常に多くあるというふうに考えます。パソコンなどの紛失、情報漏洩は、その生徒、家族の身の危険にもかかわる可能性さえ考えられます。

今、先生たちの日常業務は非常に多様化し、繁忙期はある中で、業務処理は非常に大変な状況ではないかというふうに察します。そのようなとき、パソコンでの業務や書類の処理をどうしても自宅へ持って帰って行わなければならないケースが生じてくるのではないかと思います。その辺のルール、規制、管理といったものをどのように指導されているのかお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほど申し上げました小中学校における個人情報の保護・管理ガイドラインでは、紙媒体、電子媒体を問わず、学校における個人情報を学校施設外へ持ち出すことを禁止しております。やむを得ず個人情報を学校施設外へ持ち出す場合は、事前に校長の許可を得る、電子データにて個人情報を持ち出す場合には、暗号化するなどの安全対策を講じた記憶媒体を必ず使うことを徹底しております。

また、校長の許可を得て個人情報を学校施設外へ所持している場合であります。寄り道はせず、たとえ短時間であっても個人情報を車内に放置するようなことがあってはならないことの徹底も図っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次に、自治体におけるセキュリティー上の脅威にはさまざまなものがありますが、まず、外的なものではウイルスやワームの侵入、あるいは悪意のあるハッカーによるアタックであつたりします。全国で70余りの官庁や自治体がシステム障害などの被害を受け、自治体のホームページの内容が書きかえられるケースも発生しております。千葉県では、小学校教諭が学校の児童の情報を自宅に持ち帰って、自宅のパソコンで流出をしました。愛媛県の愛南町では全町民に及ぶ個人情報が流出したということでもあります。

パソコンでのコンピューターウイルスは、基本的には隠れて被害を与えるものなのでなかなか気づきにくいものであります。気づいたときには感染が広まって、取り返しのつかない事態になるといったことも考えられます。このため、庁舎内のコンピューターのウイルスやサイバー攻撃等に対するセキュリティー対策をいま一度見直す必要があるのではないのでしょうか、お伺いします。

また、そういった体制がきちりと機能しているかどうか、どの部署がどのようにチェックをされているのか、監査、評価など、体制についてあわせてお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの質問の中で、庁舎内の職員に対する委託業者ですとか、そういった者に対する取り扱いというものに対する答弁漏れがございましたので、ここで答弁させていただきますが、業者による持ち込みの関係につきましては、先ほど申し上げましたように、電算職員の許可、こういったものが必要だというふうになっております。持ち込みに当たりましては、設定をしなければ接続ができないといったようなことも対応させていただいているところでございまして、電子媒体を持ち込んだ場合、暗号化の処理が施されておりますので、持ち帰った場合には文字化けみたいな形で読み取りができないといったような状況になっております。メールに関しましては、設定ですとか、また、運用が複雑というようなこともございまして実用に向かないというふうにも考えておりますけれども、送信時の容量、こういったものにつきましては、余りにも膨大なものということになれば、これは内容的にまずいというようにも推定されますので、一定の制限をかけさせていただいているところでございます。また、委託業者等の電算室などへの立ち入りにつきましては、当然氏名等の管理というものもさせていただいているところでございます。

なお、罰則規定については、現在のところ設けておりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

それから、サイバー攻撃等に関する問題でございまして、本庁内で使用させていただいておりますサーバー、また、パソコン等の機器の関係につきましては、基本的には現在主流となっておりますソフト関係を使用しているわけですが、最新のもので、なるべく信頼の高いもの、こういったものを選定いたしまして採用させていただいているところでございます。導入後につきましても、更新に当たっては、やはり可能な限り新しいものにとということでございます。

なお、ウイルス対策ですとか、不正アプリ対策、また、閲覧サイトの制限などにつきましては、最新の動向なども注意しながら対応しているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

庁舎内のセキュリティーシステムの有効性につきましても、これは愛知県内の市町村で構成をいたしておりますあいち電子自治体推進協議会に委託をいたしまして、毎年、その診断を受けさせていただいているということでございます。診断方法につきましては、外部からのリモートアクセス、内部でのオンサイト診断というようなものを採用させていただいているところでございます。

なお、今年度9月に実施いたしまして、これは、A、B、C、D、Eという5段階の評価を受けているわけですが、本町につきましてはB評価ということでございまして、おおむね良好な状態であるというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） B評価ということであります。行政は個人情報にかかわる重要な情

報が集中する場所であり、今後、住基ネットを使ったサービスの拡充、あるいは社会保障カードの創設など電子行政サービスが拡充されていく動向を踏まえ、自治体としてセキュリティ対策基準が策定されるべきだと思います。情報資産の機密保持及び正確性、安全性を維持するため、対策を整備するための行政情報セキュリティポリシーを目的とした情報セキュリティ基本方針を定める自治体が多くありますが、本町におけるセキュリティポリシーと、情報セキュリティ基本方針の創設状況、あるいは日々変化する情報社会への対応など、どのような体制づくり、あるいは見直しをされているのかお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この関係につきましては、先ほど申し上げましたように、平成14年からあいち電子自治体推進協議会を設立いたしているわけですが、県内の市町村につきましては、これを機にいたしまして、情報セキュリティポリシーを策定いたしてきているところでございます。本町におきまして、平成15年7月にこうしたものを策定させていただきました。19年には一部その改定もさせていただいているところでございます。

なお、今後につきましては、クラウド化など、大きなシステム改修がございましたときには、当然これは改定が必要になってくることも考えられます。時期をあわせて改定を逐次してまいりたいというふうに考えているものでございます。

そして、職員のマニュアルをもとに、日常点検できるような体制づくりも行っていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 個人情報保護法ができてから、個人情報を使うことを恐れる風潮が出ていますが、個人のためには、その個人情報はどんどん活用すべきで、活用することで多くの人を助け、利便性も向上させることができるのだというふうに思います。このため常に高いレベルでのセキュリティを維持されることを望み、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 8番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、今回はバリアフリースイレと深溝断層の問題についてお聞きします。

初めは、バリアフリーのことですが、これは、三ヶ根駅売店に飛び込んでくる方が、「障害者用のトイレはないかね」とよく聞かれることから始まります。

「車で幸田町に入って、ずっとトイレを探してきたけれども、バリアフリースイレが見つからない。駅に来れば何とかなる」という思いで三ヶ根駅の売店まで来られた。売

店では、本光寺のアジサイトトイレを紹介するわけですが、町の重要な施設として、売店や休憩所がほかの施設を案内するのは情けないなというふうに思いまして、今回お聞きします。またまた三ヶ根駅の話かと思わずに、心をバリアフリーにしてお答えいただきたいというふうに思います。

ここでは24時間、だれでも使える屋外トイレのことを対象にしますので、お願いします。

初めは、町内にある公共施設の屋外トイレが和式か、洋式か、バリアフリーか、その数と割合について、どのくらいかお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町内の公共施設の屋外トイレの数ということでございます。特に使用者を特定せず、広く一般に開放されている屋外にある便所、いわゆる公衆便所については、さまざまな形態で設置されていますが、議員言われますように、高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律、バリアフリー新法でございまして、それに基づき旅客施設等、駅舎とか自由通路、それから、道路は道の駅、駐車場、公園、これは都市公園等に設置される公共施設にある公衆便所について御報告させていただきます。

幸田町では、駅前広場、公共駐車場、都市公園、道の駅などの22カ所にあります。トイレ数が23棟でございまして、多機能トイレを含む便房数、バリアフリー化の車いすが使えるトイレでございまして、全体で74基でございまして、そのうち和式が43基、割合は約58%、洋式が20基、約27%、バリアフリー化は11基、約15%であります。なお、バリアフリー化されているトイレは22カ所のうち8カ所であり、約36%であります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私も先日、トイレをずっと見て回りました。カメラを持っていったものですから不審者ではないかというふうに思われましたが、何カ所かは壊れたところもございまして、これはやはり早急に修理すべきだなというふうに認識を持っております。

さて、洋式のバリアフリートイレは、これを必要とする人にとっては外出の際にどうしても必要なものなのですね。今、8カ所と言われましたが、至るところにある必要はないのですよ。しかし、町のランドマーク的なところ、そういうところには絶対必要だなと思います。それは駅とか道路沿いの大きな公園にあるべきだなというふうに思っております。

J Rの西側の道路を走っていきますと、道の駅を出ると、その後はどちらに向いて走ってもトイレが見つかりません。幸田駅の西口にもありません。そこで三ヶ根駅まで我慢して走るわけです。そこにもバリアフリートイレがないと。そういうことが起きるわけですから、ぜひこのJ Rの西側の道路のどこかにそういったトイレが必要ではないかというふうに思いますので、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町のランドマーク的な場所、駅や道路沿いの大きな公園には当然バリアフリートイレの整備を今後も進めていきたいというふうに思います。特に便器

については、現在、昔施工したものについては和式が非常に多い状況であります。今後、高齢者、身障者に配慮した、洋式を含めて多くして、和式の割合を変更しながら検討をしていきたいというふうに思います。

なお、JRの西側にはトイレは確かに少ない状況でございます。今後はそういう施設の中で対応するという形でぜひ行っていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほど三ヶ根駅前の売店の話をしましたが、ここをぜひバリアフリー化トイレにすることによって、随分このJRの西側というのは、この道の駅から三ヶ根駅の売店までのコースの中で、バリアフリートイレがあるぞというふうな安心感を持たせるのではないかなというふうに私は思います。

またまた地元びいきでそういうことを言っているだろうと思われるでしょうが、トイレは清掃する必要があるのですよ。清潔にしていかなければいけない。ですから、いつもだれが人がいる、そういうところがやはり大事かと思しますので、そういったトイレの清潔に保つための人がいるところをバリアフリーにすることがとてもいいことかなというふうに思います。三ヶ根駅は、何度でも言いますが、観光の拠点駅でございますから、バリアフリー化の第一歩として、まずトイレを改装していただきたいというふうに思います。お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 三ヶ根駅前休憩所に設置をさせていただいておりますトイレでございますが、このトイレにつきましては、男女ともに和式となっております。平成20年度に高齢者等の方が利用しやすいように、それぞれに補助の手すりを設けさせていただいております。

なお、トイレの洋式化に向けましては、今後の改修時にぜひ検討をさせていただきたいと、かように思います。ただし、バリアフリー化のことでございますけれども、現施設を見ますと、やはりバリアフリーには一定のスペースというものが不可欠かと思えます。現施設の中でバリアフリー化というものは困難だというふうに判断をさせていただいている次第でございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、三ヶ根駅周辺のトイレのバリアフリー化でございますが、都市公園において現在考えているのは、社会資本整備総合計画でトイレのバリアフリー化率を平成22年度24%から平成26年度には41%に改善する目標を上げております。特に三ヶ根駅周辺地域では区画整理地内に都市公園がございまして、特に里前公園、沢渡公園については、今後もバリアフリー化のトイレとして整備を考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 駅前の売店は今後の改修のときにと。今後の改修がいつになるかわかりませんので、その辺のあらかたの年数について、再度お願いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、三ヶ根駅を中心とした部分でいろいろ整備をとということで、実は庁舎の中でも各所管が集まりまして三ヶ根駅地区周辺検討会というような形で検討を重ねてきてございます。今後、地域の方々からも意見を伺う中で、この三ヶ根駅を中心とした部分をどのように整備を図っていくか、何が必要かというものを検討されていくということでございます。それほど先にはならないとは思いますが、一定検討された中に今後の青写真等が出てくればと思われれます。今ここで何年とか何年度ということをお願いするのはまだ無理でございますので、かような部分で御理解をいただけたらと、かように思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 実は、市場公民館の隣の公園にはバリアフリートイレがあるのですよね。このことは余り知られていません。一般の町民にとって、地元の公民館以外はどこにあるか、地元の公民館はわかるのですが、ほかの公民館はわからないものですから、どの公園のトイレがどうなっているかなどということはわかるわけありませんので、幸田町の公衆トイレに幸田町のトイレマップというのを張りつけまして、どこに洋式のトイレがあるよとか、ここに行くよとかバリアフリーのトイレがあるよというような、そういうものを示していけばとても親切な町になるなというふうに思います。冷や汗かきながら運転手さんはトイレを探しているわけですので、そういったことも考えていただけるといいかなと思います。

少し昔、幸田町は豪華なトイレで随分マスコミにも騒がれましたので、トイレというものは幸田町はしっかりとした考え方をもちその行政を進められていると思いますので、その点についてお答えください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 町内全施設すべてにバリアフリーマップを掲示するというのは、数も非常に多数ありまして、現在、事業途中の箇所もあるということで、内容の更新とか重要になる状況だと思っておりますので、すべての場所に表示するというのは非常に難しいというふうに思います。ただ、他の施設のバリアフリー化のトイレと洋式便所を明記することによって、そういう身障者の方たちの施設間の移動で利用に非常に役立つということは当然考えられます。したがって、現在、公衆便所においてバリアフリー化された多機能トイレのところ、8カ所でございますが、これについては、その間を結ぶということで設置場所を掲示するという事は可能と考えています。当面、そういう各施設管理者と調整して、表示方法も含め検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これはぜひ、そういった方々のためにやっていただければ、幸田町は随分親切な町だなというふうに思われるのではないかと考えております。

既にトイレという言葉が20回以上使いました。もう少し御辛抱いただきたいと思っておりますが、JRのさわやかウォーキングを初め、ウォーキングに適切な場所が幸田町にはたくさんあります。ウォーキングコースとして大事な要件は、交通安全とトイレがあることというふうに私は思っております。三ヶ根のハイキングコースはとても人気の

あるウォーキングコースですが、山頂まで、どこを行ってもトイレがありません。三ヶ根駅をおりて、ずっと山頂までの間にトイレがないのですよね。

深溝断層につきましても、先日、JRのさわやかウォーキングのコースになりました。でも、トイレがありません。ごみとトイレの対策をしない場所を観光に活用するということはあり得ないことというふうに私は思っておりますので、やはり観光で活用するとなれば、必ずトイレ対策は必要かと思っておりますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 三ヶ根駅周辺におけます公衆トイレでございますけれども、三ヶ根駅前の休憩所、そして、三ヶ根駅東口のトイレ、本光寺のアジサイトイレ、深溝運動場、里前、そして沢渡公園などがあります。そのほかにも郷土資料館、素盞鳴神社、そして、JRさわやかウォーキングの実施時にはコンビニの方々にもお願いをさせていただいて、利用を図っている次第でございます。

三ヶ根駅周辺を歩き周遊される方々に向けましては、トイレの設置場所がわかりますように、私ども商工でつくっております三ヶ根駅周辺マップ、こちらでちょうど今、見直し改定を進めておりますので、この中にそのトイレの部分を明示していきたいと、かように思います。

なお、課題でございますけれども、ただいま議員おっしゃられました三ヶ根山のハイキングコース、これにつきましては、駅の西口から山頂まで登りの4キロメートル、それから、山頂から深溝断層を経まして三ヶ根駅に戻る6.7キロメートルの間におきまして公衆用トイレはございません。では、つくるのかということでございますが、このトイレをつくるということになりますと、かかる土地、水道を初め施設整備、そして、設置費等から大変難しくございます。そこで、お願いでございますが、三ヶ根山頂の駐車場、こちらにございます公衆用トイレをこの際はお使いをぜひお願いしたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 三ヶ根が観光の拠点駅でございまして、そこをおりて三ヶ根山頂まで歩いていくといいのだよということをやたい文句にしているわけですので、その途中に何もないと。もう帰ってきてもないわけですが、そういうことで、これを観光と言えるかという部分についての認識の問題ですので、その辺の認識について、再度お伺いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 観光という部分では、やはり数少ない中ではございますが、三ヶ根のコース、これはJRから足を運ばれる方も非常に多いということで、重要な観光だというふうに認識しております。ただ問題は、先ほど来、トイレの部分で恐縮でございますが、片道長いほうで6.7キロメートルですけれども、そちらのほう、歩くと約2時間弱、これは下りのほうですから若干もう少し早いのかと思いますけれども、できましたら出かけに足し、途中で山頂でということで、いろいろ設備を起こしていくには大変でございますので、そのような部分で当分御理解をいただきたいと思っております。



○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町が本当に観光という面にもう少し力を入れていただけるといかなというふうに思いまして、次の話に行きたいと思っております。

次に、学術研究と防災教育という立場に活用していただきたいと思ひまして、深溝断層についてお聞きします。

御存じのように、三河地震は戦争中のことでありまして、しっかり情報が統制されておりまして、深溝断層についても詳しいことがよくわからないままでございました。戦後いろいろ調査が進みまして、とても貴重な資料であると、すばらしい資料だということで、昭和50年に愛知県指定の天然記念物に指定されました。幸田町には天然記念物と言われるものはこれ一つなのですね。とても貴重なものだと思うのですよ。ほかにないわけですからね。もちろん県の指定でございますが。

しかし、この深溝断層というのは、戦争中から今日までずっと、言葉は悪いですが、ネグレクト、知らんぷりと、ほったからしの状態が続いているのではないかとというふうに思っております。もう68年になろうとしているこの深溝断層はかなり風化をしております。行ってごらんの方もわかると思ひますが、本当に、今、ポールが立っておりますから、「ああ、ここに段差があるのだな」と思える、そう思わされている状態だと思っております。

この行く末を案じてお聞きするわけでございますが、初めに、この深溝断層の保護管理者はどなたでしょうか。そして、保護管理の目的と方法、年間の予算についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 管理者は幸田町教育委員会生涯学習課が管理をしております。管理の方法といたしましては、地震断層段差でございますが、地表面で確認し、観察できる施設といたしまして保存整備するために、平成3年に用地を買収いたしまして、平成3年度より観察用のデッキ、それから、駐車場、案内看板を整備いたしまして、その後は計画的な草刈りなどによりまして管理を行っているところでございます。そのための予算であります。深溝断層清掃管理委託料といたしまして、年間40万円ほどを計上しております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 保護管理という部分が草刈りにとどまっていると。風化していくわけですから、風化をとめるための手だてというのですか。手を加えることは天然記念物ですから難しい部分があるかもしれませんが、風化をおくらせるための保護管理という部分がなくては、これはいつかもうなくなってしまいますよね。それでいいのかという部分のお話でございますので、草刈りをやっていけば、それで保護管理かという部分が気になっているわけですから、その辺のことについてお聞きします。もうこれで六十七、八年やっているわけですね。具体的にどんな保護管理をやってきたかということをお聞きしようと思ひましたら、草刈りだけだと。これでは、これが保護管理として本当にいいのか、適正なのかということの認識ですが、どのように評価されていますか、お願いします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 具体的な保護管理のお問い合わせであります。深溝断層は昭和20年の1月13日に発生した三河地震によるものでございます。よって、67年ほどの経過もしているところでございますが、地震発生後は、その地震断層を残したままの状態です。農地復元がされたところでございます。よって、その後は耕作管理をされていたというところであります。その後、県指定天然記念物といたしまして断層を県が指定され、その後も農地としては適正に管理されておりました。地震断層の段差も良好な状態で保存されていたというふうに理解しております。

教育委員会といたしましては、観察できる段差といたしまして、先ほど議員申されました草刈り管理、これが一番適切だということでございます。最近では維持管理の抑制も図られるわけですが、予算の範囲内で適正にその管理に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 深溝断層風化やむなしと、そのような認識にとらえられては残念だなというふうに私は思っております。このままの現状でいけば確実に風化をしていきますよね。町の幸田町第5次総合計画の中に何か書いてないかなと思って期待して読んだわけですが、深溝断層をどうするかなどということは一言も書いてありません、もう残念な話ですが。これがやはりネグレクトではないかなと思うのですよね。幸田町にたった一つの愛知県の天然記念物ですよ。これを指定してもらって、それをもうずっと何もしない。そのまま、草刈りだけ。これでいいのか。そういう部分をこれからどうしようか、するのか、方向があるのか、これから何か対策を考えているのかということについて、やはり総合的な価値をどのように町は認識されているのかについてお聞きしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、風化対策であります。議員申されますような草刈りだけでいいのかということですが、現状の断層面の草刈り管理を適正に行うことによりまして土の流出等は起きずに、まず現状の維持ができるものと考えて実施しているところでございます。

それから、総合的な価値の認識でございますが、この県指定天然記念物である深溝断層は三河地震に伴う地震断層で、地表で確認できる歴史的遺産ということでもあります。これは数年になります。平成17年度におきまして第8回の文化振興展、これを図書館で行っております。「深溝断層～三河地震の残したつめあと～」ということで、ギャラリーで開催することによって多くの町民の方にこれを見ていただいておりますので、教育委員会といたしましても価値ある施設ということで考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現状維持ができるのではなくて、もう写真を見ていただければわかりますが、毎年毎年変化しているのですよね。要するに現状維持していないのですよ。風化をしているわけですから、その部分でどう風化をとめるかということ一度考えていただきたいというのが私の願いであります。風化やむなしという状態でとめておか

ないようにしていただきたいと。

観光資源としての深溝断層につきましては、この幸田町のホームページにも町はきちんと紹介しておりますし、町のパンフレットにも出ております。残念ながら、マグニチュードの説明が違いますよね。町としてマグニチュードは6.8と考えているのか、またはパンフレットにあるように7.1なのか、どちらが正しいと認識されているのかについてお答えいただきたいと思います。

そして、もうこれは半年にもなるのですが、深溝断層を案内するたった1枚の案内板がなくなっていました。通りに案内板がないものですから、深溝断層がどこにあるかだれにもわからないのですよ。こういう状態がずっと続いていると。そのことは私も町のほうに申し上げましたが、いまだに設置されておられません。なぜ取り外したのか。今後もそのままいくのか。これが今言われたように、とても価値のあるものだという認識であるというふうに言えないような気がしますので、その新しい取り組みがございましたらお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、マグニチュード表記であります。これは昭和50年12月に、先ほどからも示してございます県の指定天然記念物ということでございまして、その当時の一般的な見解で示されたマグニチュード表記でございます。近年の地震学者の研究の結果、訂正されたというふうに理解しております。よって今後、説明看板の修正をするときに、その注釈を付した修正を考えてまいります。

それから、案内板の撤去の関係でございますが、これは深溝断層の入り口の県道沿いに立てられていたものであります。これは民地の部分でございまして、その土地の転売の関係で撤去要請がこの4月にあったわけでございます。そして、それに対応したものと撤去をさせていただきました。

そして、案内看板、今後の設置の考え方でございますが、場所が場所ですので、地元とも十分調整しながら、設置位置を含め、検討を進めているところであります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） マグニチュードにつきまして、防災のほうは6.8というような見解のほうを大事として、一般の広報のほうには7.1というふうに書いてあるわけですので、やはり町として二つのものを使い分けることのないように、きちんとしていただきたいというふうに私は思います。

案内板につきましても、「なぜ消えてしまったのか。これはどうするのだ」と。そういう部分が全然見えてこないままほったらかしにしてある部分が深溝断層ネグレクトと言われる部分かと思っておりますので、その辺についてもよろしくお願いをしたいと思っております。

さらに、現在、見学場所に設置してある断層の設置板、説明の文章も、やはり学習に向けるためにはもっとわかりやすく書き改めるべきだという指摘もございます。そして、すぐ近くの天然記念物の機能を漢字で全部書いてありますから読みにくいものですから、やはり解説板というものをつけるといいなという話もございますので、観光資源として深溝断層をどのように評価されているのか、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現在、町内の文化財説明看板につきましては、老朽化に伴いまして順次修繕を行っているところでございます。表記の関係でございますが、御指摘のように、わかりやすくなるようなふうに関今後進めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、観光資源としての深溝断層は、先ほどからも申し上げておりますとおり、露出部を間近で確認できる歴史的遺産ということで重要な施設であると考えておりますので、文化財保護委員会と協力いたしまして、町の歴史的文化史跡、文化財などをめぐるウォーキングマップなども検討しながら、観光PRにつなげていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ひとつよろしく申し上げます。

次に、この深溝断層を防災教育の教材としてどのように扱うかについてお聞きします。

昭和49年の1月に深溝小学校が深溝断層の記録スライドというのをつくりました。昭和49年なのですね。これは、愛知県の天然記念物に指定される前につくったというのがすばらしく価値のあることかなというふうには思っています。これが蒲郡市に渡って「わすれじの記」という本をつくりましたが、それのもとになりまして、現在もこの深溝小学校のスライドは蒲郡市のホームページから読むことができます。もちろんこれは防災教育の目的なのですよ。

平成10年のころかと思いますが、同じくこの深溝小学校を中心として、深溝防災まちづくり研究会というのがつくられました。深溝断層の現地調査を子供たちがしております。深溝断層は地元深溝と蒲郡、西尾などの周辺市がとても熱心に調査研究をしておりますが、本家本元の幸田町はどうでしょうか。幸田町は、もうすぐ断層フォーラムというのを計画されているようですが、また、立川市とでは断層が縁で協定も結びました。外向きに深溝断層をPRする。でも、その整備が余りにも不十分ではないかなというふうに思っております。学校教育とか社会教育として深溝断層をどのように評価されておられますか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず最初に、深溝断層のこういった評価をでございますが、防災教育面でも、その地震断層を間近で観察できる歴史的資産ということで重要であるということでもあります。また、整備の不十分さも御指摘いただきました。県指定区域内につきましては、御承知のように、開発は制限をされるところでございます。よって、適正な草刈り管理ということが重要であると考えているところであります。断層をPRすることにつきましては、御承知のように、郷土資料館では深溝断層のコーナーを設けまして、地震の断面を展示しているところであります。またホームページ、これの内容の充実に努めながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町が平成7年から9年まで3カ年かけて、幸田町地震対策基礎調査報告書というのをまとめられました。これは平成7年の阪神・淡路大震災を受けて町の総合防災計画の見直しのための基礎調査というふう聞いております。総ページが

659ページにわたる膨大な調査で、とても細かく報告がされております。平成10年ごろですよ、その中に、防災文化をはぐくむ都市づくりとして深溝断層記念館の整備というのを構想されております。これをおおむね10年以内を目標に計画するよと、こういうふうに書いてあるのですね。10年以内に深溝断層記念館を整備しますと。

私は、岐阜県の根尾谷断層を見学に行きましたが、あのように立派なものではなくてもいいですので、せめて静岡県の函南にある丹那断層の地下観察室、あのぐらいのレベルの見学館をつくると、これはやはり学習面で十分に生かされると。防災教育にとってはもってこいだと。草刈りした表面だけ見せるのではなくて、きちんと内部を見せる。トレンチしたはぎ取りを資料館に置いておくだけではなくて現場で見せる、そういうことができると思うのですが、町もそれをやりますというふうに言っているのですよね。なぜこの記念館が必要かということは、今ここでお話を聞くのではなくても、その報告書の中に十分に述べられておりますのでその必要はないですが、その認識は今でもあるのかないのかについてお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしましては、断層を掘削して見せるような施設ですと、先ほど若干触れさせていただきましたが、県の指定地域には建設できないと、こういう理解をしているところでございます。議員が御視察されました国の指定であります根尾谷や丹那断層の施設は、施設地域の隣接したところに土地を取得されまして地下観察室を建設されているというふうに報道されております。深溝断層は、御承知のように、隣接地が池と道路でありまして、適当な土地といたしますか、そういったところもなく、総合計画の実施計画への表記ができるような具体的な計画までは現在至っていないのが現状であります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） あの当時、平成7年から9年のころ、おおむね10年以内にこういうものをつくり出すということを書いているわけですが、もうあれから14年。今の返事では、天然記念物指定区域だから何もできませんという判断だと。その当時の判断とどこが違うのかなというふうに私は思うのですが、現在まで、この計画が全然進んでいないと。言ってみれば、ただの幻なのですよね。幻の計画だったのだなというふうに、今、ちょっとがっかりしておりますが、私の調べた範囲では、深溝断層記念館についての記事は、この幸田町地震対策基礎調査報告書だけにある。ほかにありません。三河地震が幻の地震というふうに言われました。そうですね。深溝断層記念館もまた幻の記念館というふうになるのかという部分について、残念がるわけですが、蒲郡市や西尾市や安城市は、深溝断層とか三河地震の取り組みは実にしっかりしておりますよね。断層跡を見て歩けばわかりますが、もう本当に防災教育に活用しております。その部分を考えて、本家本元の幸田町がどうするのかということについて、何とかやりようがあるはずですので、その辺も含めて再度お聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幻の記念館というふうに申されましたが、先ほど申し上げましたように、現在の状況を見ますと、県の指定の関係からも、その建設に向けては実施

計画に取り組むような状況ではないという判断をしているところでございます。また、この三河地震によりできました地割れにつきましては、やはり農地復元によりまして実際には消滅しているわけでございますが、県の指定の意味合いは、やはり地表部分で地震断層の段差が間近で確認できる場所ということであると考えております。したがって、県指定天然記念物、三河地震による地震断層としては今後も適正に草刈り管理等も含め、実施していくことが重要であると考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 一つだけ最後に確認させていただきますが、ということは、平成9年ですか、この当時書かれた報告書の段階では、そういった県のその縛りがあるということを確認されていなかったということになるかどうかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 調査報告書の時点とその県の関係でございますが、やはり実態といたしましては、そういうものを記念としてどこかに作りたいという町の意向と、それから、実際のその場所の選定に当たっての乖離があったというふうに認識をしております。現在ではそういったことで、記念館の構想には及んでいないのであると思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ちょっと違うのですよ。報告書の内容をよく読んでいただければわかることだと思いますが、報告書では、その現地につくるというふうに書いてあるのですよね。しかも例としては根尾谷断層を持ってきています。ですから、そこに作るというふうに当時は認識かあったはずですが、今の御答弁ですと、もうそれはできないということですので、その部分が当時と今とは認識が違うのかということについての質問であります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほどの（仮称）深溝断層記念館の整備の件につきましては、当時、平成7年から9年にかけて3カ年、基礎調査表の中に書いてございます。この当時、防災の面で消防が携わっておりました。つくったのも消防署のほうでつくりました。その中に、「深溝の記念館については、整備していくことを今後も検討していく必要がある。と同時に、深溝記念館を整備していくことを目指す」というふうなうたっているかと思えます。今言われるのは、当時、そういうものをわからずつくったかと言われるかと思われませんが、いろいろ諸条件というのが、当時作成した段階では、今思えばあれだったかなと思っております。現実としては、建設に当たっては費用対効果、あるいは観光を目指してということもうたっておりますが、観光客を当てにする、来るかどうか等々考え合わせますと、建設については若干費用対効果等々を考え合わせますと難しいというような状況で今はあります。でありますので、整備、それから、整備していくことを目指すということだったと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私の読み取りがちょっと違っていたようなふうな答弁をいただきましたが、私はそのように、この数字を見てきちんと読み取ったはずでございますので、あの当時、向こう10年以内にこういうことをやりますよという部分を書いてあるわけですから、その部分を飛ばして読まれたのではないかなというふうに自分では思っております。いずれにしても、今の状態でいくと、そのまま風化してしまうということだけ随分懸念をしておりますので、大事なものですから、愛知県指定文化財は一個しかありませんので、その辺のところを十分認識していただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘君の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

きょうは、交通安全対策ということと凧揚げ大会の二つについて、お尋ねをしていきたいと思っております。

地域安全ステーションというのが毎月、家庭に配られておりますが、ここの10月号の第30号でございますが、交通死亡事故多発緊急事態宣言発令中ということで、9月末時点で愛知県の死亡事故、全国でワーストワンということになっております。交通事故というのは、今さら言うまでもありませんが、被害者、加害者ともに大きな心の痛手、体の痛手を負うという悲惨なものであります。

今も愛知県の交通安全週間となっておりますが、けさも交通立ち番で応援ぎみに出かけていました。8時数分前ではありますが、目の前で車と車が大きな音を立てて事故を起こしました。交差点の近くの交差点ということですが、町道から県道へ出てきたところ。出てきた車は、ちょうど信号待ちしていた車の間と間が通り抜けできると思って出たわけでありまして。そうしたらそこにたまたま直進車はその横というか、わきを入ってきたということで、そこで大きな音を立てて事故となりました。ちょうど区長さんや地元の人たちがそれを目撃しておりまして、そこで救急車の手配とか、体は大丈夫かとかいうようなことで、事故があったわけでありまして。

その車も両方とも幸田町の人ではないわけでありまして。町外の人同士のナンバーであるというふうに見られます。何でそういうことになったのかなということでありまして。どちらがいいとか悪いとかは別です。たまたま両方とも町外を走ってきまして、近道とかわき道を走って、やはり渋滞を避けたいというのが心理でありまして、危ないところの標示板がなかったり、大丈夫だろうと思って出てしまう。もちろん精神的にきちんと

して落ち着いていればいいのですが、朝の出勤前の状態でありますので、やはりいろいろな物事を考えながら走っているのかなということでもあります、そういう事故が発生してきております。

町外の車だからいいというわけではありません。どこの人でも、やはり事故は事故。地元にも迷惑がかかる。町外の人が必要な事故を起こしても幸田の消防署が走っていかねばいけないという問題もありまして、今、幸田町も死亡事故ゼロということをおっしゃってありますが、いつどういうふうになるかわからない。ないところをどう気をつけて、みんなでどういうふうにするかということ、ブレーキをかけながら行くことが必要かなということをお考えしております。

死亡事故はゼロということでありましたが、そういう物損事故と人身事故というのはかなり起きています。最初に幸田町のそういう事故発生の変遷につきまして、22年、23年、それから、ことしの今までの状況は、件数とか人員でどのような状況なのか、最初、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 幸田町の交通事故発生の変遷ということでの御尋ねでございますが、平成22年度から申し上げてまいりたいと思います。22年は210件、272名の方の事故が発生しております。このうち重傷事故につきましては11件、11人ということでございます。23年につきましては202件、255人、うち重傷事故が9件で9人ということでございます。それから、24年でございますが、10月末現在の数値でございますけれども、164件、197人、このうち重傷事故につきましては、12件で12人ということでございます。前年比で見ますと、人身事故につきましては、前年同月の比較でございますけれども、3件、20人の減となっておりますが、このうち重傷事故で見ますと3件、3人の増ということでございまして、重傷事故の割合がふえてきているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 重傷事故が昨年よりもふえているということではありますが、件数自身も200件を超しているということで、けがをした人も250人から300人と。これだけの人が町内で、やはり心身ともにいろいろな傷を負っているという状況でございますが、こういう件数を見て、23年度の数字で結構でございますが、そういう被害の分析というのがなされているのかどうかということでもあります、小さい幼児、小学校、中学校、成人、老人も含めてでございますが、男性とか、女性とか、そのような分析の経過がありましたら示してほしいと思いますが、もう一つついでに、加害者のほうもどういう人たちが加害者になっているのか、被害者、加害者の分析なり、情報収集なり、連絡を受けているようなものがありましたらお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 事故につきましては、単独事故ですとかいろいろな形態のものがあるわけでございますけれども、ほとんどこれは相手があるというようなことがございます。そうした場合に、やはり双方にそれぞれ原因が多いということでもございまして、



単純に加害者とか被害者というような区分け、過失割合というようなことはあるわけですが、双方が負傷していれば、お互いに一方が加害者、一方は被害者、双方に言えることではなからかということがありまして、警察のほうの統計でいきますと、こうした死傷者数等につきましては、加害者、被害者、こういった区別がされておられませんものですから、そういったデータというものになっておりませんので申しわけないですが、負傷者の状況でございますけれども、性別による差というのはほとんど見受けられません。また、年齢別では、子供よりもやはり大人の方の関係する事故が多いということで、高校生以下で見ますと6.7%、ほとんど大学生以上の年齢の方が大部分を占めるというような状況がございます。

それから、第一当事者の関係で見ますと、男性が大体65%を占めているということでございまして、若干、男性が事故の第一当事者になる割合が高いというような傾向が出ております。それと警察のデータで、幸田だけということではなくて、岡崎署のほうの関係数値で若干参考に申し上げますと、年齢別の死傷者数の状況でございますけれども、25歳から64歳、この方たちが全体の62.5%を占めていると。また、16歳から24歳の方が18.6%、65歳以上の高齢者の方が11.9%といったような状況が出ております。

また、累計別でございますけれども、一番多いのは、やはり自動車相互の関係で68.1%というのが一番多いということでございますが、その次に、自転車と車両の事故、これが15.1%といったことで、それから、時間帯でございますが、今、議員おっしゃられましたように、朝の事故ということを目撃をされたということでございますけれども、昼間に最も多いという状況もございまして、やはり朝夕の事故の割合というものも非常に多いというような傾向も出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 私が想定したような計表は把握していないということでありますが、被害者双方、両方被害、加害、事故についての分析資料というふうに伺いましたが、例えば、交通事故は、これはどのような状況だったか、それへの対応をするには、というのが交通事故の加害者としての注意事項を喚起するか、被害者に対しての喚起をするかということになると、もう少し別次元の分析もあったほうがいいのではないかと思います。そのあたりはまた警察のほうに、「このような情報分析で幸田町も対応したいと思うが」というような提案をされたらいかがなものかなと思います。その辺は御検討をいただければと考えております。

今の答弁の中にありましたが、いろいろな角度から見た、年齢とか自転車、車、それから、朝夕というのがありますが、そういうものを見て、幸田町としてどういうふうな対策を今までされてきたのか、これからのということですが、できれば加害者とならないためにはどうしたらいいのか、被害者とならないためにはどうしたらいいのか、そういうものについてわかりやすくというのは、老人とか、子供とか、そういう人に対しては、いろいろ警察のほうからも資料が来ていると思うのですが、警察はほとんど全国版が多いような気がします。こういう地域の特性とか、岡崎、幸田、そういうものを見た場合の、そういうふうな重点的なことを考えているのかどうか。いたしたら、

どういふふうな対策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほど申し上げました結果などは、いろいろと状況は御説明したとおりでございますけれども、今後、町としての重点対策というような関係でございますけれども、やはり一般論かもしれませんけれども、交通事故を抑止していくということにつきましては、交通社会である以上、こういったものにかかわる方々、すべての方々がやはり交通ルールというものをまずは御理解をいただいてモラルを向上させる、こういったことがまず基本的にあるのではなかろうかというふうに思っております。やはり自分自身の身をみずから守るといふことの意識、そういったものも必要になってくるかというふうに思います。年齢層によりまして、交通社会へのかかわり方というのがやはり異なってまいりますので、それぞれ年齢層に合った交通安全教室ですとか啓発活動を行っていくことが重要かというふうに思います。

今言われました被害者とならないためには、ではどうするのかということでございますけれども、一般に交通弱者と言われます歩行者の方々、また、自転車の利用者の方に対しましては、先ほど申し上げましたように、やはり自分の身は自分で守るといった、そういったことの呼びかけ、また、対策法につきましては、例えば歩行者に対しましては、ドライバーに対し自分の存在をアピールするような反射材の活用ですとか、それから、自転車の利用者に対しましては、携帯を使っておられる方、また、傘を差して乗っておられる方、夜間の無灯火、一たん停止をしなければいけないというようなところを通り過ぎてしまうというような方もお見受けをするわけでございますが、こういったことをしないように、交通ルールの遵守を呼びかけていくことがまた重要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

また、車両のドライバーに対しましても、やはりスピードの出し過ぎ、それから、先ほどの事故の件ではございませんけれども、飛び出しだとか、いろいろな状況も地域によっては土地のカンというものもわからないところもあろうかと思っております。そういったことのためには、やはりスピードを落として、状況判断をしていくということが必要になるかというふうに思います。加害者とならないために、重複するかもしれませんけれども、やはり交通安全の教育ですとか交通講和、私どもとしてはそういったものを適宜行わせていただいて、自転車の方も、また車両の方も、お互いにそういった状況というものを認識していただいて、事故の起きないように、それぞれが思いやりの運転をしていただくということが大事かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 今、たまたま答弁で出てまいりました反射材の話ではありますが、毎日、夜遅くになりますと散歩をしてみえる方が多いです。黒い服装で、また、夜に歩いているので、結局、車に乗っていても、はっとして驚くことがたくさんあります。この反射材のたすきのようなかけるものがあるのですが、あの反射材は、役員の方とか、そういうものに従事した人はつけているわけではありますが、あれは、有料でも結構でございますが、一般配布で注文をとるようなことは議論されたことはあるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 夕方ですか、今、お話がございましたように、ウォーキングなどで歩いておられる方がちょこちょこ、町中でも反射材のついた腕章とか、また、そして靴などを活用されておられますが、非常に事故の防止には役立つものかというふうに思います。そういったものを無償でということはなかなか今の状況の中では難しいかなという状況がございますけれども、そういった議論をした、そういった御要望があったということは前にもございます。それについての一定のどういった対策をとるか、御要望にこたえていくかということについての結論は出ておりません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 検討はしたが、まだ結論を出していないということであります。有料でも欲しいという人も私が話をしている中ではあります。また、区長のほうでもお諮りになって回覧でも回されたかと思いますが、そのあたりは今後検討していただければと思います。

話が少し飛びますが、内閣府とか愛知県、それぞれ交通事故防止対策として事故ゼロプランというものがやはり発表されて、それに基づいていろいろな施策が行われているわけですが、この内容というのは、事故が起きてから、例えば、人が重大な事故を起こしたから慌てて信号をつけるとか、田んぼの中に人が落ちたから慌ててガードレールをつけるとか、そういうことよりも、起きる前にいろいろな想定をして危険な場所を把握して、そこに対策を打っていくという事故ゼロプランということですが、こういうものの予防対策というものがホームページなどを見ますとかなり詳しく書いてあるところではありますが、こういう情報収集というのは国や県からの要請で幸田町の中ではどういうところがあるのかというもの、例えば、国とか県の基準のこれこれこういうA、B、Cという要件に合致するような場所はあるかないかという、そういう収集もあるでしょうが、幸田町単独でそういうものが、国や県の指示でなくて、幸田町の中で町としてそういうところを収集把握しているというようなことはあるのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの反射材の件で私の認識不足なところがございましたので補足させていただきたいと思いますが、そういった御要望があつて、啓発物品などで若干手持ちの分があつたといったようなことの中で、一部そういったことでお分けをしたというような事例はあるということでございます。

それと、今、危険箇所の把握等の関係でございますけれども、事故につきましては、やはり直接の原因は、今、お話がございましたように、現場の見通しの悪さとか、相手の急な動きですとか車の故障、これはいろいろなことがかかわってくるわけでございますけれども、通学路につきましては、年度当初におきまして、町内各小学校と、また、教育委員会が合同で通学路の点検を行わせていただきまして、危険箇所の洗い出しを実施いたしているところでございます。

また、それ以外の箇所につきましては、日ごろから危険と思われるような箇所の安全

対策を求める要望書、これは各地域のほうから随時寄せられるわけでございますけれども、その都度、公安委員会ですとか関係課とも連携いたしまして、その対応に努めさせていただいているところでございます。

現在、特に改めて一般の方々にアンケートといったようなことは、今、行っておりませんが、事故の情報ですとか、それから、職員の通勤時にそういったような情報とか、いろいろな情報をお寄せいただいているところでもございますので、そういったものを基本に対応させていただくというような状況がございます。

また、ヒヤリ・ハットの部分でございますけれども、ハード面に対する対応につきましては、立て看板の設置ですとか道路照明、路面の塗装といったような路面標示の関係など、こちらにつきましても公安委員会や現場を管理をいたします道路管理者とも協議をさせていただきまして、注意を呼びかける方策を講じているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） アンケートはとっていないけれども、逐次あちらこちらからいろいろな情報が寄せられるので、そういうものを把握しているという話であったかと思いますが、そういう情報をもとにとりまめをして、町として一貫性のある対策というものを講じていけばいいかなと思いますが、その前に、地域安全ステーションの巡回車があるわけですが、あの車のパトロールの関係から、「あそこは危ないではないの」というような話は具体的に出ているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 安全ステーションの職員によります町内の関係につきましては、23年度につきましては、各学校の通学路などですとか子供さん方への呼びかけ、こういったようなことを毎日行っているわけでございますけれども、当然、夕方など、町内のほうも巡回をしているわけでございますけれども、そういったことの中で気がついたものについては、当然、私ども防災安全課のほうにそういった情報というものも提供いただいて、それをまた関係課のほうともおつなぎをさせていただきながら対応させていただくといったようなことはございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今、道路のカラー化の話が出てまいりました。学校区の関係でグリーンベルトについてはかなり普及をしてきたということではありますが、このカラー化というものについては、別の話でお尋ねしましたら、どうもこれは交通標識ではないということで、町が危ないところを把握して、それを公安委員会のほうと協議をして進めることもできるのだよというような話があったかと思うのですが、そういう点を見て、今後、そのようなことは考えておられるのでしょうか。拡大という意味です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、カラー舗装の関係、グリーンベルトの関係でございますが、私どもとしては、やはり通学路、以前から町長もお話をされておられるわけでございますけれども、そういった通学路の安全というものに対して、やはり効果があるものというふうに理解をいたしております。箇所的になかなか難しいところもあるわけござい

ますが、可能な限りそういったものについての対応というものはしていきたいというふうに考えております。もし補足があれば、また建設部のほうからお話があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） いろいろな危険箇所とか場所なり対策をこの役場の中でいろいろ検討したり把握していても、車を運転している人はわからないわけでありまして。まして町外の人が幸田町を走るときには、どこが危ないのかというのはわからないということでもあります。そういう面で、危険標示というものについて、どういうふうにしていったらいいのか。毎日毎日走っている人は、ここは危ないなと思っても自分は気をつけるからいいですわね、必ずとまります。危ない箇所でも、よそから来た人はわからない。それから、ぱっと油断すると行ってしまうということもありまして、そういう箇所を把握されたら、「町内のどことどこが危ないのだよ、交通標識は立っていないけれども、カーブ、曲がり角には子供がいつも飛んでくるよ」とか、そういうものを統計的に整理をして、予算もあると思いますが、どこがその中で一番危ないのか、ここを気をつけたほうがいいかなというふうなものも情報をもとに地図に落とされて、部署が違ったとしても、そのあたりの打ち合わせ、縦ではなくて横の連絡で、ここはこういう部署、ここはこういう部署と、どちらが危ないか両方で見にいこうかというようなことも含めて対策をしていかれると少しでも安全性が高まるし、何よりも住民の人たちの心の安心感というものがまたふえてくるかなということを思いますので、そのあたりをぜひ御一考というふうに考えます。

それから、先ほど安全ステーションの話を少し出しましたが、ここは具体的な防止活動というものをやっているのかどうかということ、それから、夕方でもそうですが、子供の送り迎えとかいろいろな面で違法駐車のような格好でばあっと車が道路に並んでいるわけですが、「そういうときに青パトがぱっと行っても何も言わないで行ってしまうけれども、あれは何だ」というような声も聞くことがありましたが、そういうときに本当に出て行って注意できる権利があるのかないのかわかりませんが、そういうあたりの選別とか区別というものがあるのかどうか。青パトに乗って、車からおりて、「ここは駐車違反から速やかにもう少しこちらへ移動したほうがいい」とか、そういうことができるのかできないのか、できてもやらないのか、してはいけないのか、そのあたりの選別というのがわかると苦情も減るかなと思うし、車をとめる人も気をつけるかなと思うのですが、そういう広報とかPRはいかがですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 最初の関係でございますけれども、危険箇所の情報があった場合に地図のほうに落としてということでございますが、防災安全のほうとしては、事故があったところとか、そういったところについての情報というものは、どこであったのかというようなことはつかんでいるわけでございます。当然、見通しが悪いとか、そういった状況があれば関係課のほうとも調整しながらということで、お互いに情報の共有を図っていくということも必要かというふうに考えております。具体的な関係については、それぞれのほうでまた調整をさせていただくということになるかと思いますが、

そういったことをございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、安全ステーションの違法駐車への対応の関係でございます、違法駐車の関係について、違法駐車の状況の把握ですとか警察への取り締まりの要請というものを中心に行かせていただひているところございまして、青パトの取り締まりの関係については、特別な権限を持っているというものではございません。取り締まり権限があるわけではないわけです、直接のお声かけ指導は、やはり違反者とのトラブルというようにこともございまして、私どもとしては、警察への情報提供、こういったものを中心に対応させていただひているということございまして、迷惑駐車への対応といたしましては、23年度は10回、24年度につきましては、これは11月21日時点でございますけれども、7回ほど実施させていただひているところございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 交通安全対策で最後に一つ。児童生徒の安全対策と、それから、高齢者の安全対策ということで、特に来年、今までやっていることに加えて、このようなことを考えているよという新たな施策とか、施策がなければ、こういうことに重点を置くというようなものを示すものがあれば説明をいただきたいと思ひます。

そして、いつも問題になります、高齢者の運転免許返上者というのは、今年度、どのような数字になっているのか、参考のためにお尋ねをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 25年度に向けての重点対策というようなことございますけれども、25年度では、やはり交通安全教育、また、講和といったものを通じまして意識改革を図っていただくことを中心といたしましてキャンペーンなどを行っていききたいというふうに考えているわけございますけれども、具体的には、やはり児童生徒さん方の安全対策といたしまして、これも例年行っているわけございますけれども、保育園での交通安全教室におきまして、保護者向けにチャイルドシートの着用の呼びかけですとか、小中学校の交通安全教室におきましては、小学校の低学年の方々については、正しい道路の歩き方、渡り方、こういったものを中心に、また、高学年の方々については、やはり正しい自転車の乗り方というものを繰り返して指導していくことが重要ではないかなというふうに思っております。

登下校におきます街頭での交通指導、こういったことによりまして、大人の方が交差点などで御指導いただひている地区もあるわけございますけれども、こういった方々が仮におみえにならなくても、冒頭に申し上げましたけれども、自分自身の身を守ると、子供たちもそういった意識を持っていただくということから、こういった指導もしていきたいというふうに思っております。

また、高齢者の関係につきましては、やはり自宅周辺での事故が多いこと、横断歩道以外のところで渡っているときの事故が多い、また、夜間ですとか早朝での事故が多い、こういったようなことを御説明しながら、先ほども話が出ておりますが、反射材の活用、また、面倒でもやはり、少し遠回りになるかもしれませんが、横断歩道を渡っていただく、こうした無理のない横断というものを心がけていただくような御理解を求めていくことが必要ではなからうかというふうに思っております。

それから、高齢者の運転免許証自主返納の関係でございますけれども、実績といたしましては、平成23年度が13名、これは男の方が6名と女の方7名ということでございます。24年度につきましては、10月末現在でございますけれども、4名の方から御返納の申し出をいただきました。男の方が3名、女の方が1名といったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 一番最初の話であります、交通事故防止というのは家庭の一番身近な問題で、やはり悲劇のもと、きのうの幸せがきょうは地獄ということですが、子供の安全対策については、各地区それぞれで考えて、地元の人が子供さんを送ったり、迎えたり、いろいろなことをボランティアで無償でやっておられます。そういう人の願いが少しでも届いて、事故が減っていけばと願っておりますので、ゼロプラン方式で事故が今後起こらないような工夫、施策、心の面、それから物理的な面、両方でそれぞれ知恵を出し合っていけたらと思います。できるだけ地元の人たちの意見を聞きながら、安全対策を進めていただければ前進が早いかなというふうに感じております。

次の項目であります、今後の凧揚げ大会ということでテーマを出しましたが、前回の第15回大会のこうた凧揚げまつりというのは、来場者が1万5,000人で、過去最高というふうに報告がされました。現在行われている会場というのは、菱池遊水地の北側のほうということですが、「将来あそこが遊水地として事業が始まったり完成したりすると、あそこの凧揚げ会場は一体どうなってしまうの」というような単純な質問を受けておりますが、今後の凧揚げまつりについて、今のままずっといくか、それとも、マスコミにも取り上げられる状況になったから、もっと一生懸命で全町一丸で取り組んでいくよというのか、さまざまな考え方があると思うのですが、今の町の姿勢としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） こうた凧揚げまつりにつきましては、昭和51年度に新春凧揚げ大会として始まったものでありまして、平成9年からは実行委員会方式によりまして、教育委員会の生涯学習課が担当でございますが、こうた凧揚げまつりとして現在までに至っているというところであります。

今後とも凧揚げまつりを通じて相互の親睦を深め、ふるさとを見直し、和やかなまちづくりの一助となるよう、今後とも充実に向けて実行委員会を中心に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ただいまの回答の充実という意味がよくわかりませんが、おろそかにしないよという意味なのか、もっとイベントでいろいろなものを取り込んで、そしてやっていくのか、その辺のもう一步踏み込んだ回答はいかがですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 充実と言いましたのは総合的なことございまして、今年度、第15回に向けてもいろいろな中身の充実に向けているところでございます。拡大というふうに言ってしまうと、参加者の拡大だとか、いろいろなことも踏まえるわけです。

が、やはり見ていただける方のなるべく見やすい環境といえますか、そういったものも含めて充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） はっきりしたことがよくわかりませんが、とにかく今の体制で頑張っていくということなのかなというふうに考えます。充実したり、今、見やすい場面というか、そういうものも考えていくということではありますが、充実なり中身を少しずついろいろなものを取り込んでいくということになりますと、やはり町の予算も要ってくるわけではありますが、今の24年度の凧揚げまつり予算というのは、予算書を見ますと180万円となっております。それがいいか悪いかは別として、私の見たところではそうなっていますが、この具体的な180万円の使い道というのはどのような内訳になっているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） この補助金につきましては、議員申されましたように、180万円を教育団体活動推進補助金としてこうた凧揚げまつり実行委員会のほうへ交付をしております。町からの補助金は低額でございまして、事業費全体といたしましては330万円ほどになりますので55%ほどに当たるかと思いますが、その補助対象経費といたしましては、報償費、それから需要費。需要費は大だこの参加者のたこ紙代だとか、それからチラシの印刷、そういうものでございます。また、委託料につきましては、会場の設営、または仮設トイレ、運営費が主なものとなっております。

昨年度、凧揚げまつりが本当に盛会に行われましたので、今後とも天候に恵まれることが一番だと考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の内訳で、たこの紙代、チラシという話がありましたが、各区で出している、区とか凧の会とかいうもので結成して凧揚げをやっているわけですが、その凧の会とか区に対しては、どのくらいの補助になるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 凧の会そのものの団体に対する補助というものはございません。あくまでも自主的に参加していただけるということでお願いをしております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 町のイベントとして、県にも、あちらにもこちらにも宣伝して中身を充実していきたいということであるが補助金は出さないと、こういうふうな回答になってしまうかと思うのですが、各団体とも昼間は忙しいし、日曜日は遊びに行きたいわけではありますが、夜やったり、いろいろなことをやるわけではありますが、そこには腹が減ってくるし、おにぎりは食べるし、お茶ぐらいは欲しいなど、こういうこともありますが、せめて糸代とか竹のしんぐらいは、町のイベントとしてやるのであれば、そのぐらいはどうかということではありますが、全くお考えになる予定はありませんか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） たこの地区への補助金というものはございませんが、糸代と



ということで、おおむね200メートルの糸代になるわけですが、これは大だこに関係するわけですが、これにつきましては、実行委員会のほから支援をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今の実行委員会からということですが、それは現金ですか物ですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 物納というふうに理解しております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今、地域主権ではないのですが、やはり自由に使える金があれば、こういうものがあるよと。例えば、糸を買うにしても、こういう糸があるよと。そういう規格にはまったものではなく、「こういうもので、私たちのところはもう1メートル上に上がりたいのだ」とか、そのようなことを考えているところもあるかわかりませんが、そのあたりは実行委員会のほうからいろいろまた御検討されて、よりよい方向に向けていただければと思います。

凧揚げまつりの目的については先ほど話がありましたが、毎回、終わると反省会などを開いておられると思います。昨年の反省事項を凧の会の人に聞きましたら、いろいろな意見が出てくるよということで、その中で特に課題としているのが、シャトルバスの運行経路の話であります。「シャトルバスは消防署から現地に行くだけだよ」と。例えば、「いろいろ宣伝していても、幸田駅をおいたらどこに何があるのか。のぼりも全然立っていないよ。どうやって行くのかわからないよ。これ何なの」という話もありますが、そういうシャトルバスとか、1枚のビラ、チラシ、のぼり1本駅前に立てて、そして、こういう方向で行くというような問題ではありますが、その点は検討されたり改善の方向はあるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず200メートルの糸の関係でございますが、これは審査要綱がございまして、あそこの場所で最大もう200メートルしか延ばさないという取り決めをさせていただきまして、麻糸使用という、これも審査基準がございまして、これによって取り扱いを実行委員会のほうでやらせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、反省を踏まえたシャトルバスの運行でございますが、これにつきましては、議員が申されたとおり、昨年、警察と協議をするときに、場内へシャトルバスを乗り入れることは歩行者が混在しているので危険であるという指摘をいただきましたので、ことしは若干大回りになりますが、野場経由で会場の中に乗り入れをしないというルートに変更をさせていただきました。

また、のぼり案内の関係ですが、ことしはJR各駅にチラシ、ポスターの掲示を行っております。また、アクセス駅となります幸田駅のほうには案内看板とのぼり旗、これを設置してまいります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 少し慌てて次に行きます。

毎年、凧揚げまつりを現地で見ておられますと、勝手に揚げているわけでありまして、どこの区はどのようなたこを揚げているのかわからない。交錯してしまって、あちらに行ったり、こちらに行ったりもありますが、どのようなものかよくわからないよということ。それから、よく三州凧の会とか、町外、全国からもやってきて揚げただけのわけですが、そういうものについて、どこで何をしているか、どういうふうになっているのか、揚げている人もそうですが、見に来たに対してわかりやすく、どこで何をどういう凧を揚げているのか、あれはどこだというようなことのチラシを張るのもいいし、放送でやるのもいいし、1回限りでなくて、いろいろわかりやすい格好で説明すると、また興味がわくかなということもあります。

それから、中央会場がイベント会場になっておりますが、そういうところに各凧の会の写真などをぼんと張り出して、会長やその代表者の、「ことしはこういうことで頑張ったよ、こんなことで張り合いがある」とか、そういう思い、つくった人の思い、たこに対する思いでもいいですが、子供だましのようなことですが、そういうふうで写真を張り出したり、そういうことで、「どこでこの凧を揚げているのだ。これは、会長はだれなのだ」というようなことをして、各たこの紹介をしていくと、よりわかりやすく楽しいかなと考えますが、そのようなことはお考えになったことはどうでしょうかね。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、町内外、区別での参加者の紹介についてでございますが、この件につきましては、大だこ、また、全国のたこにつきましては、参加団体と絵柄等を場内アナウンスで紹介をさせていただきたいと思っております。

また、中央会場の参加だこの紹介の件であります。御提案いただきましたように、今年度の参加については、既にもう説明会等すべてが終わっておりますので、今後の凧揚げまつりをより一層盛り上げていくためにも、やはり参加しているたこの紹介については、事前情報対応となろうかと思っておりますが、特に大だこについては、事前に申し込みをいただいておりますので、絵柄等のデータをいただければ会場内で御披露をできるものと思っております。御提案いただきました件につきましては、実行委員会にお諮りをしていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） これからのことで数点申し上げて、もし気に入ることがあれば御返答いただきたいのですが、小学校の児童クラブ、それから、子ども教室でたこ揚げの教室もあるわけですが、小学校のたこ揚げの競技会参加とか、それによって父兄も動員するということがあります。小学校の方の参加を多くするような施策を、ことしは無理にしても、数年先でも結構ですが、そのような検討はどうかということ。

それから、せっかくやるのであれば、寒いときですが、食べ物を食べると安心感が出るということで、グルメ大会、グルメの自慢大会、各区でそれぞれ自慢の物を持ち寄って、グルメ大会兼凧揚げ大会というような、単独行事でなくて複合的な行事というものをかみ合わせて、お客の動員とか、話題とか、親睦とかはどうかということですが、50円ではおかしいので1個100円とか、そのようなものとか、いろいろ考えれば切りがないわけですが、特に前売り券を販売しますと必ず来ますし、取り合いになるよ

うな人気になるわけです。100円で、どうだ、どうだと言ってもなかなか買わないのですが、前売りでさばいてしまうと、それはまたほとんど99%の人が集まるということもあります。

3点目に、その凧揚げ大会、私の区でもたこをつくっているのですが、素人集団でありまして、なかなかうまく揚がらない。1人2人、講習でやっているのですが、そういうところで、希望者については、プロを送るからどうだというような、そういう研修会、講習会というようなものを、例えば中央公民館でも結構ですが、「そういうところでやるから、ちょっと見に来て。勉強会をやるからどうだ」というようなこと、そして、能力、技術を上げていく。そういうような形。それから、全区参加できるような格好の支援というもの、そのようなこともいろいろあるのですが、今後の展望について、今後実現可能性のあるようなことがありました回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、最初の小学校対抗のたこ揚げでございますが、これにつきましては、各学校とも年間の学習指導計画に基づきまして各種の行事等を開催しております。新たにたこづくりを行って参加することとなりますと、年間でもかなりの負担となるものと思われまます。あくまでも学校の自主的な参加、子供たちの自主的な参加、こういったもので考えております。

また、複合イベントに伴うことでございますが、これにつきましては、やはり盛り上げるのにそういったものがどうかということですが、これもいろいろ商工会、JA等各種団体の取り組みについては、また、区につきましては負担を伴いますし、特にこの時期ですと天候などにもよりますので、やはりその辺を十分考えながら、よくよく検討をしてみたいなど、このように思っております。

たこづくり支援の関係でございますが、たこづくり講習会につきましては、凧の会が中心となって、主に大だこの参加予定者を対象に平成10年までは実施してまいりましたが、各団体の一定レベル向上に伴いまして行われなくなったわけでございます。小だこについては、御承知のように、こうた夏まつりのたこブースで、このたこづくりの簡易な教室を今でも実施しているところでございます。よって、今後、講習会の開催要望が強いというものがありましたら、凧の会への働きを検討させていただきたいなど、このように考えております。

次に、町の行事としての全区への参加勧奨ということですが、実行委員会といたしましても、参加団体がふえることは本当に望ましいなというふうに思っております。また、見映えのいたします大だこの参加につきましては、これも定例区長会の折にも行政区からの参加を依頼しているところでございます。各区においてもさまざまな事情があると思しますので、それ以上の参加勧奨を行うことは考えてはおりません。

なお、たこづくりについての御相談については、先ほど申しましたように、凧の会を紹介するなど、バックアップ体制はとっていききたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 4点ほど提案しましたが、全部一蹴されてしまいましたので、またほかのテーマでお願いをするかわかりません。最後に、たこの魅力とか興味をふやすた

めに、現在、表彰がいっぱいありますが、表彰に対する審査基準というのが公表されておられませんので……

○議長（池田久男君） 質問者に申し上げます。質問項目以外の質問しないように。残り1分となりましたので、御注意申し上げます。

○15番（大嶽 弘君） たこの表彰の審査基準について、どういう項目、どういう内容で審査しているのかという審査基準というものの公表というのはできるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 凧揚げまつりの審査基準についてでございますが、毎年、大だこの参加者説明会におきましては、審査要領とか審査要旨の公表を行っております。どのようなポイントで審査が行われているかということの説明をしまして、参加者の皆様に公開しているところでございます。

また、町のホームページにおきましては、審査要領、審査要旨の公表を行わせていただきたいということでもあります。実際には行っているということでもあります。ことしから実行委員会のほうともその旨の協議を行いまして取り組んでいるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 最後のたこの件につきまして、私のほうから少し、あと4分ほどありますのでお話をさせていただきたいと思っております。

今後のたこの問題につきましては、昭和51年から行って、途中でなくなったのは何が原因かというのは、区対抗なのです。区対抗でやったことによって、みんなが嫌気が差してやめてしまって、最後はこうた凧の会の2名しか残らなかった。その後、今度は16回目になったのですけれども、各地域の皆さんが新たな凧揚げを創出しようと一生懸命やっております。これを強制的にやりますと、またマイナスになるかというふうに思っておりますけれども、地区の子ども会とか高齢者の方が今、ほとんどたこをつくっていらっしゃるので、地区の子ども会と凧の会の皆さんが一緒につくるようなことをやっていただいたら継続が図れるのではないかというふうに思っております。

それから、各賞だとかいろいろなものにつきましても、賞に漏れた方には敢闘賞というような形でお出しをしているわけでありましてけれども、要は、賞も欲しいでしょうけれども、そのこうたの凧というのが15年、16年と重なって、いろいろ大臣表彰までいただけるような状況になってきたというのが、浜松の伊藤さんが始めていただいたたこが、今、町内の皆さんでつくられて伝承できるという状況になっておりますので、ぜひ町としましても、この新春のたこ、寒い中でありましてけれども、揚げていくものにつきましては、本当にその年を占うような凧揚げ大会になろうかというふうに思っておりますので、今後とも皆さん方の御協力をいただきますように、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時58分

---

再開 午後2時08分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従って質問をさせていただきます。

最初の質問は、子育て支援についてであります。

従来ですと、子育て支援に関する質問は女性議員の独壇場でございました。今回、男性議員として質問するという、そういうことでございますけれども、どういう切り口で進むかは一生懸命考えてまいりましたので、進めてまいりたいと思います。

現在、本町では平成22年3月に策定をいたしました次世代育成支援行動計画後期計画というものを推進中でございます。そもそも平成6年にスタートいたしました、俗に言うエンゼルプラン、これは保育サービスの充実というものが主体でありました。平成11年に雇用、母子保護・相談、教育が加わった新エンゼルプランというものがスタートいたしました。

そして、平成14年に発表されました日本の将来推計人口というものを受けまして、少子化の流れを、これは変えなくてはいけないということで、少子化対策プラスワンというものが国のほうで策定されました。これを受けまして、国は、平成15年に少子化社会対策基本法というものと次世代育成支援対策推進法というものが制定されました。平成6年から続きます、実に長期にわたる子育て支援事業施策でありました。

その一方で、幸田の周辺の市では、少子化対策の効果がでてこないということもありまして、最近では、子育て支援策の見直し、そういった動きが出始めております。

このような状況を踏まえまして、現在実施中の次世代育成支援行動計画後期計画の進捗状況について質問をしていきたいというふうに思います。

まず最初に、現在進めております具体的な事業、150前後、事業はあると思いますけれども、平成20年度と比較をいたしまして、平成23年度時点で、人数とか、あるいは件数とかの上で数値的に向上した実績が出た事業について、重立ったものについて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 御質問の件でございます。

次世代育成支援行動計画につきましては、平成2年に国の合計特殊出生率が1.57になったということで、1.57ショックと言われるものがございます。それに基づきまして、今、議員さんが言われたとおり、エンゼルプラン等を経てまいりまして、次世代支援育成行動計画というものの策定が義務づけられました。これにつきましては、前期、後期に分かれて10年間でございますけれども、平成17年から平成22年、前5年間を前期計画、平成22年から26年までを後期計画として位置づけております。

次世代育成支援行動計画の主要事業につきましては、子育て支援に関するありとあらゆる事項が含まれております。その事業数は、私どもの計画の中では158項目にわたるもので、一つ一つの実績につきまして、こども課におきまして、毎年毎年、実績を各課からヒアリングいたしまして集計をしております。集計したできた結果につきましては、

次世代育成支援地域協議会において報告しているのが現状でございます。

御質問の数値の実績の高かったものということでございますけれども、これは分母、分子の絡みがございますので一概には言えませんが、私ども、この158の中の選んだものの中からピックアップして御報告をしたいと思っております。

まず、核家族化が進み、多くの不安を抱える保護者に対しましては、乳児健康診断または育児相談等各種健診及び相談事業の充実、それから、新規に取り組みました事業といたしまして、21年から取り組んでおりますけれども、こんにちは赤ちゃん訪問事業と養育支援訪問事業等が挙げられます。

続きまして、生まれた子供に対しましては、4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診等を通じまして、発達・発育障害等が疑われれば専門的な健康診断や相談、そして、心配があると判断されましたら、保健師や栄養士等による訪問またはくれよんルーム等に対応をお願いする等の事業がございます。

続きまして、就学前の児童に対しましては、未満児保育を里保育園で新たに実施をいたしました。また、休日保育につきましては、御存じのとおり、ことしから実施をしております。

そのほかには、未満児保育を実施したほかに、子育て支援センター事業の充実とファミリーサポートセンター事業の充実等々、親子両面にわたって展開をしております。

健全な児童を育む事業といたしましては、昨今問題になっております虐待等に対応すべく、要保護対策事業の関係や教育相談事業等及び放課後児童クラブや放課後子ども教室等が挙げられます。

子供全体の施策といたしましては、子どもの権利に関する条例を本町は制定をいたしました。

以上が主な効果があった数値が高かったものの事業です。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 子供が生まれる前から、そして、生まれてから、幼児、児童、最後はいじめまで、大変幅広く、多岐にわたって成果が出ておりますという説明の内容でございました。

それでは、切り口を変えまして、平成20年度と比較いたしまして、平成23年度で数値的に下がってしまった実績となった事業にどのようなものがあるか、説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 数値的に下がった事業というお尋ねでございます。

数値的に下がったということであれば、延長保育、一時保育の両事業と児童館活動事業が挙げられます。

延長と一時保育につきましては、保護者の就労形態によるものが特に大きな要因かと思っております。事業そのものにつきましては、大きな変化があったものではございません。

それから、児童館につきましては、遊びの多様化、児童クラブや放課後子ども教室との関連、そちらのほうが増加すれば、反面お友達が地域にいなくなる等がございますので、児童館に集まる方も少ないとか、そのいろいろな要因がございますけれども、以上

の3点が数値的に下がった事業でございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 予想より下回った成果の事業もやはりありましたということであり、それでは、計画をしたにもかかわらず、実際には事業としてはできなかったというものがあれば御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 未実施の事業につきましては、過去からずっと行ってきた事業を継続的にずっとということがございましたけれども、21年当時の後期計画をつくる段階では実施予定でしたものの中で実施が中止となったものが2点ございます。

まず、家庭教育推進大会というのとファミリー写真会の2事業がございます。この2件は中止となっております。

その中止となった要因でございますけれども、家庭教育学校につきましては、各小学校1学年を対象として、6学校ございますので6学級を行ってございましたけれども、それを全学年、全教室の36学級に広げたということで、大会としての意味はもういいではないかということで廃止をしております。

ファミリー写真会につきましては、16ミリ映写機でコンテンツも非常に少なく、また、ビデオやDVD等の普及により一つの役目を終えた事業ではないかということで実施をしております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 実施をしていない事業も2点ありましたということでもあります。時代の流れとか、あるいはプランは当時立てたけれども、実情とか成果が乏しいというようなことが予想される、ほかのものに置きかえるというようなことがあれば、それはそれで業務の優先順位をつけてということであれば、そういうこともありかなというふうに思います。

それでは、保育サービス等の目標事業量というものを設定されております。平成26年度、平成29年度の目標事業量というものが設定してありますけれども、現時点で、あるいは平成23年度実績で、この目標事業量に対して、このままいくと、もう既に達成をしてしまいました、このままではまだまだ達成が難しいというような場合には見直しが必要とされる事業となってくる場合があるかと思いますが、どのような事業が既に目標事業量を達成して、今後見直すか、見直していく必要があるかについてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 見直しの絡みでございます。まず、目標事業数値とかけ離れて見直しが必要な事業項目につきましては、私ども、今、3項目あると思っております。

まず、その3項目の中の一つとしまして3歳未満児の受け入れでございます。これは午前中の御質問の中にありましたけれども、3歳未満児の受け入れ、それと18歳までの延長保育、児童クラブの受け入れの3項目が数値の見直しが必要と考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 見直しには3項目ほどありますということですが、今後、

どのような方向で見直しを具体的にされていくのか、その方向性なり考え方をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） まず、見直しの関係でございます。未満児につきましては、今後の人口予測や就労形態から判断して増加の一途をたどることが考えられます。保育士の増員は避けられませんが、26年度には私ども、わしだ保育園の増築で30人分の未満児の確保がとりあえず可能になりますので、その見きわめながら対応してまいりたいと思います。

また、18歳までの延長保育の絡みですけれども、こちらにつきましては、計画を立てた時点で、18歳から19歳、あっ、ごめんなさい、18時から、ごめんなさい、言い間違えました、18時までの延長保育が少なかったということでございますけれども、18時までの延長保育は、実は計画の段階では19時までの、皆さん、もう少し長い間の延長保育を御希望をされるということで計画しておりましたけれども、その傾向は全く見られず、6時までの延長保育をずっと希望される方が増加しておりまして、19時までの意向は見られませんので、この辺につきましては、新しい事業計画の中で再検討する項目だと思います。

児童クラブにつきましては、施設面的には限界にあります。喫緊の課題といたしまして、子ども・子育て3法の計画の中でもう一度、よく再検討をしてみたいと思います。

それと未実施のものが一つございまして、これにつきましては、一時預かり保育というのがもう1カ所、増設というのがありますけれども、これは計画年の中では最終年度までにするという事になっておりますけれども、これにつきましては、わしだ保育園の増築の時点で判断をしてみたいと思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 18歳まで延長というのが、18時までということで、やっと意味がよくわかりました。

では、引き続き質問を続けてまいります。

次世代育成支援対策法、この中では、従業員301人以上の企業に対しまして、行動計画を策定し、各都道府県の労働局に届け出ることを義務づけております。企業の行動計画で育児休業の制度や勤務時間短縮などの措置、託児施設の設置・運営、これらの一定の要件を満たした場合には次世代認定マークというものが与えられ、企業の求人広告や商品にマークをつけることができます。愛知県内では60社が認定企業となっております。町内の事業者ではソニーイーエムシーエスやデンソーが認定企業となっております。

しかしながら、この行動計画の策定は大企業には義務づけられておりますが、中小企業の場合には努力義務にとどまっております。町内の事業者の90%以上は中小企業であります。そこで、行動計画書の中に書かれております「計画の推進」という項目の中では、この行動計画書の中に、「本計画の推進に当たっては、国や県などの関係機関との連携を図るとともに、住民、事業者、各種団体の協力が不可欠です」というふうに書かれております。



雇用環境について、企業や事業者、特に幸田町の場合では中小企業にどのような働きかけを行ってきたのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） この案件につきましては、まことに申しわけないですが、雇用環境について、企業にどのように働きかけを行ったかということでございますけれども、「行動計画の企業の役割として、男女がともに仕事と子育ての両立ができるように雇用の環境をつくっていく」とありますけれども、私どものほうから特に今まで働きかけは行っておりません。しかし、計画策定年度の目標年次までにつきましては、今後は商工会や企業集団等、幸田町は大きな企業がたくさんございますので、組織を通して計画年度までに達成できるように私どもとしてはお願いを働きかけていきたいと、今、考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、参事がお答えになられましたように、何もすべてを町がやる必要はないのです。商工会という組織があります。そういう組織を有効活用されて、働きかけを行っていけばよいというふうに私は思います。気がついた時点で積極的な働きかけをされるよう要望したいというふうに思います。

また、町の計画書の中にはこのように書かれております。「計画の策定後の点検、推進体制として、幸田町次世代育成支援地域協議会による点検」というふうに書かれておりますが、どのようなメンバーが、どのような時点で、どのような点検を行ったのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 点検でございます。これにつきましては、議員おっしゃられるとおり、地域推進協議会のほうで毎年、先ほど私が申しました158項目の中の集計結果に基づきまして結果報告を行っております。

その中の、まず委員のメンバーでございますけれども、委員につきましては、民生委員を会長にして、小学校長、それからPTA、幼稚園・保育園の園長と母の会、児童クラブや子育てサークルの代表及び医師、保健師等の16名で構成されております。

主な意見といたしましては、やはりそれぞれの団体の方がそれぞれの中で抱える問題として意見を述べられますので、それぞれの自分の所属するところの意見を述べられます。児童クラブでありますと、やはり児童クラブの充実が先ほど喫緊の課題と申しましたけれども、環境だとか、定員がいっぱいだとか、そういう中での問題、それから、宅地開発等で未満児の受入体制が今後ますます問題となると、それから、園長保育や児童クラブ等での親のかかわりが少なくなっており、これは子供へのしわ寄せが行くのではないかという心配をされているサークルの皆さんもみえました。そのような多くの方がそれぞれの中で意見を述べられております。それを真摯に私ども受けとめまして、今度の中で一つでも解決する方向で進めて、事業を改めてまた見直しながら進めていくのが本筋かと思っておりますので、そのような方向でおります。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 具体的な要望が出て、その見直しを必要に応じて行っていくという

ことでございますが、いつごろ、どのような形で、この実施する行動計画の見直しはタイムスケジュール的にはどのような時期に行っていく予定でございましょうか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 行動計画につきましては、あと1年、26年度が最終年度でございますので、そちらのほうで新たに計画書そのものを見直すということは、数値目標等を変える等の見直しは今考えてはおりません。自治体に即して対応していくということでございますけれども、その意見の中で出た問題等につきましては、予算とかいろいろな面の中で対応していくという、計画そのものを見直しを行うというローリングのような形では考えてはおりません。それにつきましては、先ほどありましたけれども、3法中の計画書がどのように移行していくのか、また、世代育成が延長されるのかということもまだ国において明確に示されておられませんので、26年度周辺のこの次世代育成支援の後期計画が終わって、もう一つの、先ほどの新3法の事業計画に移行するのか、少しの間は後期計画を延長するのかというところがまた見きわめる段階でございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。大幅な行動計画の見直し修正ではなく、臨機応変に対応していくのだと、こういうふうに解釈をいたしました。

続いて、最近、新城市とか碧南市で子育て支援の施策を見直すという動きが新聞等で伝えられております。このような動きについて、町として、現在どのように考えてみえるのか、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 私ども事務方といたしましては、新城市が3歳以上児の保育料を平成25年度から現行の最高2万3,400万円から1万円に引き下げたというような情報を得ております。この引き上げによる影響額につきましては、7,000万円ほどの減収になるのではないかとということも伺っております。

また、その財源につきましては、いろいろな事業の見直しの中で確保されるということとは報道等で得た情報でございます。

本町の基本的な保育料につきましては、新城市と同様、額を引き下げた場合ですけれども、この影響額につきましては、園児数とこれまでの保育料の収入等と同額程度ということで、新城市とほぼ同じではないかということであるからして、本町もし同じことをすれば、やはり7,000万円以上の減収になるのではないかと思います。

ただし、新城市の場合は延長保育を私どものように5時まで行っておりませんので、そちらのほうの値上げをしておりますので、影響額から見れば、私どもは7,000万円よりもう少し大きい数字になるかというふうには分析をしております。ですから、それにつきまして、どのような形で幸田町が考えるかということになりますと、私どもといたしましては、今、そういう個々の保育料をどうのこうのというよりも、その保育料全体の中で、そのお金を子育て支援、先ほどの待機児とか児童クラブの充実とかを含めまして、子ども施策の中でのお金を全体が享受できるような形で持っていくほうがベストまたはベターではないかなと考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま新城市の場合を説明いただきましたけれども、碧南市のほうでは出産祝い金3万円というものをなしにしようというようなニュースが聞こえてきておりますけれども、その点につきましてはいかがでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 失礼しました。碧南市につきましては、出産祝い金を廃止するというのを新聞報道等で伺っております。出産祝い金という制度は昔はもう少しいろいろな市町村でありましたけれども、多くの自治体において、やはりそれを見直しされて廃止された。経過につきましては、私ども承知しておりませんが、そのようないきさつがあったということは伺っております。

また、その碧南市さんのほうを伺いますと、やはり同じように、個々に対する補助が果たして他市だとか子育て支援にどのようにつながるかということについて検証が難しいということも伺っております。その辺を踏まえまして、どのような効果が認められるか等、十分に検証する必要があるか私どもとしてはあるのではないかなと思います。

先ほど申しましたとおり、その経費を子育て支援に回したり、全体で享受できるほうがベターではないかなと私ども事務方としては考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 子育て支援という観点では、これをやれば絶対ですというのは、私はないと思います。状況の変化とか、時代の流れとかいうものに対して、頭をやわらかくしてフレキシブルに対応をしていくという備えみたいなものが、こういう子育て支援に対しては必要ではないかというふうに私は思います。国の政策もころころ変わるような状況でございますけれども、そういったものに煩わされずに、町としてきちんとしたポリシーを持って、進めていくべきものは進める、直すべきものは直すということが肝要ではないかというふうに私は思っております。

現在、日本が抱えております少子化対策、子育て支援の中の一環だというふうに私は思っておりますが、これを行えば必ず出生率が向上する、少子化対策になるという特効薬というものは世界じゅうを探しても見当たりませんでした。しかしながら、世界の中では少子化対策に効果を上げている国もあります。子育て支援が少子化対策につながるためには何をしたらよいかという観点で、次の少子化対策についてという質問に移りたいと思います。

現在、世界じゅうの先進国で少子化の傾向が進んでおります。少子化の原因は国ごとに経済水準や制度、文化、宗教など複雑にかかわっており、一概に言うことは困難であります。日本ではこのように言われております。晩婚化が進んでおります。未婚の子供に対して否定的な文化であります。経済的理由もあります。雇用形態の流動化による将来展望の不安定さというものもあります。核家族化の進展もあります。産婦人科医や小児科の不足も言われております。これらが複合的に作用した結果というふうに言われております。

日本の合計特殊出生率、2005年の1.26を底にいたしまして、2011年に1.39となってお

ります。その一方でフランスは15年かけて現在2.00、スウェーデンは10年かけて1.94、こういったレベルまで出生率は回復をしてくれております。

私は大須賀町政のコンクリートから人への政策の転換の象徴として、出生率の向上を図るのがよいのではないかというふうに思っております。子育て支援事業の最終目標は、合計特殊出生率の向上、数値の改善、2.0を目指すというのがよいのではないかというふうに思っております。

フランスの少子化対策が効果を上げた要因を調べてみますと、興味ある事実がわかりました。子供2人以上へと誘引する少子化対策であります。三つの大きな対策を行いました。

一つ目の対策は、家族手当を。子供2人以上の家庭に対する優遇措置があることであります。

二つ目の対策は、育児支援は3歳まで休職可能、復職後も地位を保障する。

三つ目の対策は、家族形態の変化への対応ということで、フランスでは四十数%の未婚のカップルから子供が誕生するという事実がありまして、税制、社会保障などの面で結婚と同等の扱いをしているという、その三つの重立った対策をしております。

二つ目の対策、三つ目の対策というのは、我が国の場合、国の施策、または企業の問題でありまして、町が積極的に関与できる余地は少ないというふうに思います。

町が主体的にできるのは、一つ目の対策であります子供2人以上の家庭に対する優遇措置についてであるというふうに思います。

そこで質問ですが、町の合計特殊出生率の推移と、平成23年度の新生児の数はどのようになっているのか、お答え願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 御質問の件でございます。幸田町の合計特殊出生率でございますけれども、平成18年の1.61を最高に、このときには435人生まれているわけですが、19年度が1.57、20年度が1.54、21年度が1.53と、3年連続で減少いたしました、平成22年度には1.71と急上昇をしております。平成23年度の数値につきましては、これは西尾保健所が統計書を出しておりますので数値はございませんけれども、出生数につきましては489人という数字で子供が生まれております。

以上が数字です。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 平成22年度に合計特殊出生率が1.71という数字が出たということは素晴らしい結果だというふうに思います。このように素晴らしい数字が出たのはなぜだというふうに考えてみえますか、お考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 急にふえた要因でございますけれども、坂崎や相見地区、それから野場もございまして、そういう振興住宅のところに若い御夫婦がたくさん入ってきたということが要因ではないかなと思っております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 坂崎や相見地区などの振興住宅街が影響ということですが、そうすると、逆な見方をいたしますと、平成18年から19年、20年、21年と連続して出生率が減少傾向を示しておりましたということは、この期間、次世代育成支援行動計画の前期計画の中でありますので、ほどほどの成果しか上げられなかったのではないかとこのふうにも言えるかと思えます。

それでは、質問の観点を変えまして、平成23年度の新生児のうち、第1子、第2子、第3子以降の人数はそれぞれ何人でしょうか、推定数で結構でございますので、お教えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 数値が下がったということでございますけれども、それが次世代育成支援行動計画の前期計画が働いていないのではないかとこのこともありますけれども、その出生率が下がった原因には、私どもといたしましては、最初、議員が言われましたとおり、雇用の不安定とか経済的な理由、もう少し後ですけれども、リーマンショック等がございますし、非正規社員がふえたというような部分につきまして、影響しているのではないかとこの部分もあるのではないかと分析はしております。

お尋ねの出生数の推移でございますけれども、第1子につきましては248名、49.2%、第2子につきましては201名、39.9%、第3子につきましては50名、9.9%、第4子については4名、0.8%、第5子については1名、0.2%でございます。2子以降につきましては合計しますと256名の50.7%となっております。3子以降につきましては、55人につきまして10.9%でございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 第1子が49.2%、第2子が39.9%、第3子が9.9%というデータをいただきました。このデータは、今後、少子化対策を考える上で大変貴重なデータだというふうに私は思います。現在、町の第2子、第3子以降の保育料について、どのようになっているのか、念のため説明願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 2子、3子以降の保育料の優遇につきましては、認可抑止の基準保育料というものにつきましては、一般的には国が示す保育料基準額を参考にして、所得の階層別に料金を設定しております。第2子以降の保育料につきましては、国の制度により、同時入所を前提に、2人目が半額、3人目が無料となっております。ただし、これは国の制度といたしまして、国のほうから補助金が出るわけではございません。

もう一つにつきましては、県の補助制度が並行してありまして、これは18歳未満の第3子が3歳未満児を対象に無料化を行っているという制度でございます。しかし、この制度につきましては、県も25年度から階層別を設ける等の見直しが行われるという情報を得ております。

以上です。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 現在の保育料の優遇の状況がよくわかりました。

それでは、同時入所の場合で結構でございます。現在、第2子の保育料が半額になっ

ているということでございましたけれども、園児の数は今何人いるのでしょうか。そして、年間の保育料は、現在、半額になっている児童の総額は幾らになっておりますでしょうか、お教え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 同時入所の件でございます。幸田町の保育所の中で第2子の保育料が半額になっていますのは、現在、135名でございます。実施児全体の15%となっております。総額につきましては約1,800万円が同時入所の2子の保育料となっております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 第2子の保育料が半額になっている園児の数は現在135人でありますという内容でございました。そうしますと、幸田町の場合、新生児のうち、第3子以降の割合というのは、平成23年度では先ほどの回答で9.9%ということでありました。第1子の49.2%、第2子の39.9%に比べますと、やはり第3子の子供を産むという割合というのは大変低くなっているということが言えます。出生率を上げるには、第3子の割合をふやす施策が必要だというふうに私は思います。第3子を産もうという気にさせる施策を現状よりもう一步踏み込んで行うことが重要であるというふうに私は思います。

例えば、第3子目の子供が産まれたら、同時入所の子供がいる場合には第2子の子供の保育料を、現在半額でありますけれども、それを無料にすれば、町の姿勢として明確に少子化対策をやるのだぞと、やっているのだぞと、そういうメッセージを町民に伝えることができるのではないかとこのように私は思います。現時点でのこの割合を試算して、新たな町の費用負担を無料にした場合にどうなるかということできっと計算してみますと、第2子の保育料が半額になっている人数は135人であります。そのうちの第3子を設けている子供は10%ですので約14人、そうしますと、年間の町の新たな負担費用は186万円ふえるのみであります。たかだか186万円ふえるだけで第2子の保育料が半額から無料になります。では、第3子を設けようという気になるのではないかとこのように気がしてなりません。町のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 町の考えと申しますと町長が答えるべきですけれども、事務方といたしましては、確かに今委員おっしゃられましたとおり、委員の提案は、第3子が産まれた場合に2子の半額を無料にするということでございますので、そうすると、第3子以降が1割の現状下では、先ほどの2,800万円のその1割、180万円前後が影響あるということでございます。しかし、その独自の保育料の優遇が、先ほど来申し上げましたように、多子出産に効果が認められるか、または近隣市とのバランスや幼稚園等の保育料の格差、そして、私ども幸田町で出産していただくのはうれしいわけですが、それが、すぐ大きくなってどこかへ行ってしまうというのは、定住化対策と同時に、その出産された方が幸田町に住み続けていただけるかというような施策になるかということになりますと、その辺につきましては十分検証する必要があるのではないかと私ども事務方としては考えております。それよりも、当面は、先ほど来申し上げましたとおり、本町の独自の施策として、保育料を優遇するよりも、あき待ち児童や、だれでも入れる

保育園体制、または子ども支援、子育て支援にお金を注いだほうがいいではないかということは事務方としては思っております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、参事が申し上げましたとおりでありまして、定住策等々をいろいろ考えますと、こういう話も前にしたことがあるわけでありましてけれども、今はこういう保育料だとかそういうものを少なくするから、では子供を産んでくださいという時代ではないというふうに認識しておりまして、確かにいいプランではあるとは思いますが、今後、考えさせていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 私はこの今回の質問の流れの中で、世の中の、あるいは世界の動向を調べた上で、流れとしては変えたほうがどうですかという観点で質問をさせていただきました。検証しなければわからないとか、他の市町との関連がありますからというのは、私は言いわけ、逃げ口上だというふうな気がしてなりません。

最後に、もう一点、質問させていただきます。

町の保育園ですべての子育て支援のサービスを実施するというのは、施設や人員の点で影響が大きく課題も多いということは容易に想像できます。そこで、認定子ども園の制度への誘導というものは考えられないのかという観点で質問いたします。

認定こども園は、平成24年4月1日時点で全国に911件あります。そのうちの729件は私立であります。愛知県には9件の認定こども園があります。私立が6件、公立が3件であります。また、認定こども園についてはいろいろなタイプがありまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といったさまざまなニーズに対応することも可能なようであります。認定こども園の制度を活用して、民間で幅広いニーズに対応させるという方策もあるかと思えます。そういったほうへの誘導ということも私は子育て支援の一つの流れとしてあるのではないかというふうに思いますが、考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 認定こども園につきましては、今度から始まる制度の中でございますけれども、岡崎市では保育が必要な子のみを保育所で受け入れておりまして、保育に欠けない、いわゆる私どもで言う私的契約児につきましては、すべて幼稚園のほうにお願いしている状況でございます。その点、幸田町につきましては、私的契約児も全部受け入れておりますので、実質的には認定こども園の形態となっております。ただ、幸田町に幼稚園があるわけですが、幸田町の幼稚園が新たに認定こども園に移行したとしても、3歳児未満の受け入れが義務づけされていない状況下では、その待機児の解消につながるかどうかというとは若干の危惧をしております。しかし、その保育園が満員状態にもかかわらず、全国的な傾向といたしましては、幼稚園の入園者は減少の傾向にあります。もし3歳児未満の受け入れを可能とする認定こども園への移行を考えられる町内または町外の小規模保育園等を設置しようとする民間経営者がいれば、やはり町としては支援を考えていきたい、受け入れるべき項目だろうと考えております。

また、このような経営者が公立保育園の運営主体に手を挙げるという可能性もなきに

しもあらずでございます。私ども保育園関係者といたしましては、そのようなことがあり得るということを視野に入れておくべきだと考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後3時00分

---

再開 午後3時10分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次質問をさせていただきます。

まず、町長の憲法認識とその感覚などを問うものであります。

旧給食センター跡地の処分と企業立地問題で町長がとられた言動などを中心に問うものであります。

まず、日本国憲法は最高の法規であると規定をいたしております。この憲法は、だれが尊重し擁護する義務を負うのかも規定をいたしております。尊重し、擁護し、その義務を負うのはだれですか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 日本国憲法を論ずるとするのは私にとっては出過ぎた状況かなというふうに思っておりますけれども、前回の企業立地の関係での関連でお話をということでございます。日本国憲法につきましては、基本的人権を保障して、その中で大きく分けて、精神の自由だとか、経済活動の自由、身体の自由といった自由が保障されるものだというふうに思っております。

民主主義は国民全体の利益をもととして、国民の意思をもとにして政治を行うと。それから、公務員として私どもは民主主義を擁護していかなければならないというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がお尋ねをしたのは、この憲法を擁護し、守る義務はだれにありますかということをお尋ねした。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 国民のためでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国民のためということを私が聞くのは、だれがあるのか。だれが擁護し、だれが義務を負うのかということをお尋ねしている。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（大須賀一誠君） しっかりぴんこないのですけれども、だれが、何と……。

○議長（池田久男君） だれが擁護して、だれが義務を負うかということです。



○町長（大須賀一誠君） よくその辺が理解できない。簡単に言っていただけたらと思うのですけれども。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 極めて簡単に、憲法99条。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（大須賀一誠君） だれのためとは住民のためというか、国民のため、そういう意味で申し上げたつもりでありますけれども。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国民のため云々ではなくて、憲法99条。前段の文章がありますが、「公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」。だれが守るのだと、だれに義務があるのだと、私はそういうことをお尋ねした。国民云々という形でまぜ返しではない、もう明確に99条は、公務員にその擁護と義務が課せられているのですよと、違いますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど私は公務員としてということも、これは自由と民主主義を擁護しなければいけないということは申し上げたかと思っておりますけれども。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あわせて、あなたも長く幸田町の職員を務めてこられた。そして今、常勤の特別地方公務員という形でいけば一緒。ただ、公務員になるに当たって宣誓書を読み、その宣誓書の内容について署名をし捺印をされております。その内容はどうなっておりますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 地方公務員になる場合、日本国憲法を尊重して、それを遵守していくということに対しての署名はいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その宣誓書の具体的な内容は、今、あなたが申し上げたとおり。では、この宣誓はなぜ求められているのか。それは憲法99条によって、公務員に課せられた責任と義務、擁護しなさいよと。その具体的なあらわれとして、国家公務員もそう、地方公務員についても宣誓をすることと、こういうことになっています。そのことで時間をとるつもりはございません。

10月22日に芦谷の狭間地区住民71名が署名をした抗議書が地区住民代表3名と区長立ち会いのもとで町長に提出をされました。これは教育長もそうですが、翌23日に開かれた総務委員協議会で、町長、あなたは、感情を高ぶらせて抗議書を読み上げて、「70名ほどの署名ですが、全部を確認していません。区であって区ではない動きをされている。芦谷には二つの区があるのか」と、こういう発言もございました。「この署名が地域の住民の総意なのか、この地域の28世帯については、私は1軒1軒聞いて歩きます」と、こういう答弁をされておりますが、この答弁に間違いございませんか。

○議長（池田久男君） 町長。

- 町長（大須賀一誠君） 総務委員協議会、いろいろ今おっしゃった中で、私が訂正した部分もかなりあるかと思えますけれども、ただ、あの地域に入りたいという話は、その前の打ち合わせ会の中で、区長さん、それから3名の方、代理さんもおられたと思いますが、その中で、「ぜひ、今までの経過について、この狭間地域のいろいろな問題に対しておわびしながら回りたい」ということを申し上げて行ったことであります。だから、その前段で私がそういうことを申し上げているということだけは承知されているというふうに思っております。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 相手が承知されているとか、されていないかということをお尋ねしたものではない。町長、あなたは、この10月23日の総務委員協議会の中で、「抗議署名については、この地域の28世帯について、私は1軒1軒聞いて歩きますよ」と、こういう答弁をされたということでもあります。その町長の答弁に対して、私は、自治体に提出された署名に対して、首長（くびちょう）、いわゆる首長（しゅちょう）ですが、「首長や行政組織がその署名者の意思確認などと称して訪問をすることなどは、憲法違反であり請願法違反だよ」と、こういう指摘をし、「各地で裁判になった、そういうこともすべからず全部、裁判を起こした側が負けましたよ。つまり住民の側が勝ちました」と、こういうことを申し上げて、町長が行ってはならないことだと。「もし強行をするならば、あなたはやけどしますよ」と、こういう指摘もいたしました。これに対してあなたはどのようなふうに答弁をされましたか。
- 議長（池田久男君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） 答弁の内容についてはあれですけれども、まず、請願権ということについて、いろいろとおっしゃった内容につきまして、私も理解させていただいておりますけれども、実態は、その請願の仕方や方法にはいろいろな条件があって、その請願法に規定してあるように、請願者の氏名、住所等々が全部、それが本当の請願ではないということですが、私どもは真摯に受けとめて、その抗議書等につきましては、本来の請願書の具備をなしていないけれども、私どもは受けとめて、私も町長としての受付印を押しまして受理して、回答についても誠意を持って回答させていただいているということでございます。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） これについては、あなたは重大なことを言われた。「本来、請願法に基づく要件を具備していない」と、こういうことを言われたですよ。請願法はどういうふう書いてある。
- 議長（池田久男君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） 請願とは請願権でありますけれども、国または地方公共団体に対して、その職に関する事項について、希望、苦情、要望を申し出ることをいう。請願はすべて国または地方公共団体の議会に対してなすことができる」ということであります。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） あなたは先ほど、本当の請願ではないのだと。本来の請願の要件を具備していないよと、こういうことを言われた。では、その請願法では、本来の請願の

要件の具備というのは何と何が求められているのか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 請願かどうかということになりますと、請願ではないということをお先ほど申し上げたのは、請願というのは、公の機関に対する希望の陳述にすぎないということで、請願権は、「請願の内容について審理をし、何らかの判定、回答を求める権利を含んでいない。ただ、その受理を求める権利にとどまる。請願は、請願法に規定のあるように、請願者の氏名、住所を記載し、請願事項を文書でなすことを要する」ということで、以上から、今回の抗議書は、町に回答を求めていたり、名前の記載はあるが住所の記載がない、請願としての要件は具備していないというような解釈をいたしたわけでありましてけれども、しかしながら、私のほうはきちんと町がその受け付けをいたして、回答については誠意を持ってお答えを差し上げたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、憲法第16条及び請願法の第6条、どういうふうになっているのですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 請願法の6条、「何人も請願をしたため、いかなる差別待遇も受けない」ということだと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、そういう内容があって、憲法も請願法も請願した人間の保障、保護をしている。それに対してあなたは、先ほど言われた、「本当の請願ではないのだ。本来の請願の要件は具備していないけれども、きちんと受け付けをしたではないか」と、こういうことを言われる。それは手違い、間違い、勘違いはあるかもしれませんが、しかし、内容的には請願に基づく内容で住民が出されたこと。その内容について、あなたは、「28軒、全体の意思かどうかはわからないから、1軒1軒歩いて回って確認しますよ」と言っているわけです。それはどういう行為ですか。どういう考えでなされたのか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今までのどの時点で、どういう話で伊藤議員がおっしゃっているかわかりませんが、私は、狭間地区の住民に対して、過去のいろいろな行政対応に不満、いろいろなものに対して謝罪を含めながら、地域の皆さんの御意見も聞きたいということで始めた件でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私がどうのこうのということではなくて、10月23日の総務委員協議会の会議録で、「地域の皆さんが総意のようなお話で全体が動いているのか私も確認をしたい。この28世帯について1軒1軒歩きますよ。この地域へこれからすぐにでも私は入ってまいります」と、こういうことを言っているわけです。あなたの思いがどこにあったかというのはここで明確に示されている。そうしたときに、先ほど申し上げたとおり、憲法16条と請願法に基づく内容は、署名をしたことによって、その署名者も署名にかかわって保護されているわけでしょう。あなたのやっている行為はどのような行為ですか。憲法16条と請願法に基づいて、請願をしたことによって不利益な処分を受けてはな

らない。差別的な待遇を受けてはならないと、こういうことになっているわけだ。それをあなたが1軒1軒確認して歩くということは、請願に対する挑戦、徴発行為だ。国民の固有の権利である請願権を真っ向から否定する、こういうことではないですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は決して狭間の人たちに対して、疑って、いろいろそういうものをどうだというような、そういう圧力をかけるつもりは一切ございません。そういうつもりで行うということは一切なくて、それは前の会議にも区長さん初め、区の役員さんに申し上げているところでありますので、そういう圧力をかけて、その請願何なりで差別をすとかというような、そういうような意思は一切ございません。そのようなつもりでやっているものではありませんので、その地域の皆さんの今までの過去の狭間地域の行政不信ということについてお聞きをしながら話を聞きたいと、そういうことを思っって行ったわけでありませう。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長のそういう思いがあるならば、もっと違う方法があるでしょうとって11月3日の日に諭されましたよね。町長が28軒、1軒1軒訪問して、本当に住民の総意かどうかということを知って歩いた。現に歩いたわけだ。そうしたときに、11月3日のときに諭されたでしょう。「そういう行動をするなよ。もっと違う方法があるではないか」と。それはどんな内容でしたか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 11月3日は、これはちょうど環境を守る会の委員長のお宅を訪問した日だと思います。そのときは、要するに、その時点においては、全体を回りましようということで私は行きまして、最初にそこのお宅に行ってお話をさせていただいたところ、狭間組長さんとか、いろいろな方がいらしたということだと思います。そのときにはいろいろ話をして、皆さんの気持ちを十分に聞きながら、次の対策を考えようということで参ったわけでありませう。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、11月3日の日に思わぬことに遭遇したことに対するあなたのその場での対応の問題だ。そこで言われたのは、「町長が1軒1軒歩く。そのことによって住民の意見を聞きたいということであれば、何も町長、1軒1軒歩かなくてもいいではないか。みんな集めた中で町長がきちんと言えればいいではないのか」、こういうふうにして諭されたでしょう。あなた方が出した会議録の中にそういうことが書いてあるわけだ。そういうことを諭されながら、あなたは、「いや、1軒1軒歩くのだ。28軒の総意かどうか、私が確認する」と。それはまさに、憲法と請願法に真っ向から挑戦をする、こういう憲法認識であり、感覚だ。違ひませうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は憲法を否定するような、そのようなものは一切考えておりませう。ただ、私自身の気持ちで、あの地域に対して、皆さんの御意見を聞きたいという、そういう純粋な気持ちで行っただけのものでございませう。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君） 町長、あなたは、私の純粋な気持ちだと言いながら、結局的には憲法と請願法を否定した行為ですよということを私はあなたに答弁を求める。結果がどうであれ、あなたの行為はそういうことですよと。幾らあなたが否定をしようと、住民の総意がどこにあるやと。それは私の目でと。足で歩いて確認しますよと、こういうことでしょう。
- 議長（池田久男君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） 皆さんの意見を否定とか、そういうことではなくして、先ほども申し上げましたように、今までの過去のあの地域の皆さん方の不満、行政不信というものをお聞きしたいということだけの話であります。だから、皆さんを抑圧的に私が行って圧力をかけるなどということなどは一切思っておりません。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） それはあなたの思う、思わないはわかった。しかし、あなたのとられた具体的な行動はそういう内容だったと。そして、11月3日の日に約1時間少々にわたって住民とあなたのやりとりがございました。そのやりとりの中で、こういう話が出た。ある議員を介して、「町長が飲食の席を用意しておりますから、ぜひお越しください」と、こういう話が提起されましたよね。違いますか。
- 議長（池田久男君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） 飲食の話は組長から出た話でありまして、その前に、一番最初の人に、「いい酒が飲みたいですね」というのは、この打ち合わせを始める一番大前提の、この日程に載っているか、8月が9月ぐらいのときに、一番最初に芦谷のコミュニティーで会ったときに、「この話がうまくいくといいですね」と、その話を私がしただけの話であります。ですから、この間の記録には、「町長が言ったのだ、町長が言ったのだ」というお話をおっしゃる。それは向こうの方から、「これでは飲めないね」という話で言われただけの話です。ですから、私がここでああだこうだと申し上げますと、また大きな問題になります。先回の問題につきましては、お互いにうまくいかなかった。お互いに今回は、この新しい企業誘致につきましてはやめましょうということになっているわけです。またこれをがたがた大きな問題を起こしたりするのではなくて、今後ともあの地域については、ワークショップをしながら、さらにいろいろな面で進めていくのだという確約をいただいているわけにありますから、その辺でいろいろな問題を大きく出さないでいただければ大変ありがたいなと思っております。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 私が何か大きな問題を出すということを言われる。あなたも、11月29日の総務委員協議会のときに抗議書の問題があつて、「こういう話をすると、だれかさんがすぐあおり立てる」と、そういうふうに言われた。それは私のことを指している。私はそのぐらいのことは理解している。総務委員というのは限られているわけですから。あおるのは、あとだれとだれといえね。そういうあなたの感覚があるからこそ、この問題がどういう内容を持っているかということあなた自身がよく知っているわけだ。あなた自身がよく知っているから、この問題は後で伊藤宗次がまたあおり立てるなどののが先に立って、「こういう話をするとだれかさんがあおるから。だれかさんとだれ

かさんが」と。そういう認識と感覚があるから、あなたの言われた内容は、「これをこんなにあおり立てなくてもいいではないか」と。あなた自身が、憲法に保障された、憲法21条ですよ、住民の、国民のだけれども、自由な意思の表明は、これは保障すると。住民の自由な意思の表明があったときに、町長が、「いや、あの意思表示は確認しないと危なくてしょうがない。だから私が歩いてやる」と。事の経過は、言葉の表現の仕方は悪いですよ。しかし、あなたの言われた内容をわかりやすく言えば、抗議書が出された71名、28世帯について一人ひとり確認しなければ私は承知しないよと、こういうことでしょう。その中で、11月3日の日にあなたが狭間地区に行かれて、役員のところでも1時間余り議論をされた。その中で町長がある議員を介して、「飲食の席を設けたから」と、こういう話が出た。その前後の関係はあなたの答弁のとおり。

要は、あなたがそのときに言ったのは、「食事をしながら話ができるようにしたいというふうに言ったよ」と。なぜ個別の人に、しかも役員だ。「ちょっと仲よくしましょう」と。あの人は酒を飲まないものね。「酒を飲まなかったな。しょうがないから席を設けるから」と。何でこういうことを。そういうのを各個撃破というの。やっていることはそうでしょう。だったら、このときでも言われたように、「町長、住民に話があったら、住民みんなを集めたところで話をしてくださいよ」と。こういう筋道を通した話に対して、そういう対応の仕方というのは、私が申し上げた内容が筋道でしょう。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、飲食の問題で、いかにも酒を飲んでどうのこうのおっしゃるのですけれども、それは本当に一番最初の話でございましてね、今それを持ち上げてああだこうだなどという話ではないのですよ。もう本当に、向こうの方が、もうとにかく、だれとだれが話をして、どういう話がだれからどういうふうに抜けていることまで全部おっしゃっていただいたのですよ。だから、そういうことで私は申し上げているだけの話であって、これをまた燃え直しといいますか、そして、また再度、そうする気持ちは一切ございませんので、今後とも狭間地域では一生懸命真摯につき合っていきます。私の言い方の悪かったことにつきましては向こうで謝りもしましたし、訂正もさせていただいておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はこの問題を別にあおり立てるということではなく、質問の通告にありますように、町長の憲法認識と感覚はどこにあるかと。その具体的な事例として旧給食センターの跡地処分をめぐる問題が一番具体的な事例で直近の問題だという点で、これをあおり立てているのではなく、あなたはここのときにどういう姿勢をとられたのか、どういう態度を示したのか。いわゆる各個撃破と分断です。わかりやすく言えば、懐柔をして分断する。そのために飲食の席を設けて、分断をするために私が1軒1軒歩いて総意を確認しますよと。そして、さらにあなたは自分を高く売るために、「町長がここまで出てきて話をすることはありません。それだけ私はもったいつけて」と言っているわけです。「何か事が起きたときに、町長が現場まで来てこのような話をするのは今回が初めてだよ」と。そういう感覚で、「まさに町長のお出ましではないか。少しはひれ伏して物を考えなさい」と、こういうことに受けとめられても仕方のないような行

動をとられた、言動をとられたということはどうですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） これ以上お話しするつもりはございませんけれども、私自身の至らなかった部分については、狭間地域におきましても十分陳謝をいたしました。しかし、私がやっていることがいかにもペテン師的な言い方をされてしまうと、これは許せないなということでございます。要するに、憲法論に訴えて、私の今回の事態をそれにのせておられるのですけれども、私は宣誓したとおり、日本国法を遵守しながら、今のこの町政も進めさせていただいております。そういう不純な気持ちは一切ございません。本当に真摯に受けとめながら、今後も企業立地推進、幸田町の持続可能なまちづくりのために進めていきたいと思っておりますので、ひとつその辺は十分御理解をいただきたい。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も申し上げたように、基本的に憲法の問題、あなたの認識の問題、とってきた行動の問題があるから、たまたま直近の事例として旧給食センターの処分をめぐっての地域との問題。これは今回だけの問題ではない。要は、今後、町長が町長として任期がまだ2年ある。それを通して、あなた自身が憲法の要件を具備しながら、対住民と、あるいは行政をどう進めていくかという、そういう立場に立ち切っているかどうかということなのです。その具体的な例として芦谷の例を申し上げた。したがって、一つは憲法第21条、表現の自由の問題、そして、この問題もそうですが、十人十色ということわざがございます。あなた自身、十人十色ということをお認めになりますか、どうですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まさしく、やはり人間は生まれも育ちもすべて違います。それぞれの御意見を持っているということについては十分承知しているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 承知しているけれども承知できないと。あいつの言い分は何ともならないと、こういうことなのです。だから、基本的人権ということが憲法の中でも言われる。十人十色ということわざは、人間一人ひとりには個性がある、個性があるから尊重しなさいよと。「自分の色に合わないから、あいつは認めるけれども、どうも気に入らない。それなら排除してしまえと。あいつはいいから懐柔するか」と。こういうやり方ではなくて、基本的人権と主権は国民にあり。そういう原則的な立場に立たなければ、私は今後ともこの問題は形を変えて出てくるだろうというふうに思います。いかがですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私も、先ほどから申し上げているように、決して日本国憲法を否定するようなことはありません。今後とも遵守しながら一所懸命やってまいりたいと思っておりますので、真っ直ぐに考えていただければ大変ありがたいなと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 真っ直ぐに考えれば考えるほど、あなたのやってきたことは横道ばかりそれてきている。そこの横道ばかりにそれてきたから、「そういう横道を行くな。

真っ直ぐ行きなさい。十人十色と基本的人権と表現の自由をきちんと守るのがあなたの責務でしょう。宣誓書にも署名したでしょう。その精神に基づいて、これからの行政を進めてくださいよ」と。芦谷の問題では大分フライングもあったし、やけどもされた。やけどされたというよりもやけどをさせてきたのかなというふうに思います。

この問題については最後です。

11月29日、これまた総務委員協議会が開かれました。協議項目は、このセンターの処分の跡地の1点だけであります。そのときに、今回でどのような教訓を町長はくみましたかということをお尋ねした。町長は、「大きな経験をくんだ」と、ただそれだけです。大きな教訓をくんだと。それに対して、では、その教訓はどういう内容で、今後に対してどう生かしていくのかと、そういう点を述べていただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かに総務委員協議会には、ある意味の教訓をくんだといえますか、そういうことを申し上げております。先ほど伊藤議員がおっしゃったように、人は十人十色だ、いろいろな方がいると。そういうことを先ほど伊藤議員が全部おっしゃっていただいたかなというふうに思っております。今後の行政推進においては、それをしんしゃくしながら、新たな行政推進を進めていかなければいけないというふうに新たに私の自戒として申し上げたこととございますので、今後ともよき関係で努めていきなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 跡地利用については、先ほどからも町長も述べられておりますが、私から改めて提起をしてみたい。

跡地利用については、関係住民と行政が継続的な話し合いの場を持って、相互の理解と協力の関係を構築することなのです。それしかないわけです。あなた方チームは、この給食センターの活用の問題については、町の事業がありきで全部対応して、町の事業が消えると地元との対策も全部消えてきたと。そういう行政不信の関係からいくなれば、私は関係住民と行政が継続的にきちんと話し合いのできる、そういう場を構築する、その関係を構築することだと。先ほど町長も答弁されておりますが、改めて町長の答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） きょうは狭間の方も傍聴に来ておられるようでありますので、私からしっかり言っておきたいことは、今までのいろいろな問題点がございまして。それは一つ一つ、ワークショップを通じながら地域の発展につながるように考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に移りますが、途中で思い出したら、また、町長にこの問題についてお尋ねすることがあるかもしれません。これで終わったではないですよ。私の持ち時間はまだ11分ある。

次の可燃ごみの減量化と資源化について質問をするものであります。

2011年度の清掃事業概要、ここでは可燃ごみ収集量が6,425トンだとございます。剪



定枝葉の収集量はどれだけありますか。先ほどの答弁から推定はできますが、年間ですよ、あなたは月で言われた。年間どれだけのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） ステーションに出されております可燃ごみのうちの剪定枝の量でございますけれども、先ほど午前の質問でお答えしました。聞き取りによりますと、おおむね月に5あるいは600キログラムです。ですから、年間に換算いたしますと12掛けですので、おおむね6トンになるということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） おおむね6トンから7トン。ごみ総排出量に占める割合は0.1%程度だと、こういうことであります。そういう形で、可燃ごみで収集をされずに資源化もされない剪定枝の多くは野焼きをされているのが実態でありますけれども、その実態についてはどの程度つかんでおりますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員は、それ以外は野焼きだとおっしゃられましたが、私も以前そうでしたけれども、庭で出ました太い枝、木、それらは葉っぱも含めまして、私の実家の畑でしばらく置きまして、土に埋めて土に返したということをしてございますので、正確にそれらのものがどのような量が出されるか、私はそこまで調べているわけではございませんが、一定量は議員もおっしゃられたような部分に回っている、あるいはやはり個人で工夫されまして処理、あるいはその道に通じた業者の方をお願いして片づけるとか、いろいろな方法がなされているものというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり収集はされていない、野焼きも若干あるかもしれないけれども、あとは推して知るべしで、推定でしかない。実態はつかんでいないと、こういうことです。それはつかむのは難しいということが私は想像できる。

問題は、そうしたときに剪定枝葉は廃棄物処理法に定める廃棄物かどうか。それから、その適正処理はどこにその責務がございますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） これは、一般廃になるというふうに思っております。他方、産業廃棄物という言い方もありますが、これは一般廃でいだろうというふうに思っております。

その取り扱い、一般廃ということになりますと、これは幸田町でいいますと、町のほうの所管する部分になるということによろしいかと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり剪定枝葉につきましては、一般廃棄物であって、自治体が適正に処理をする義務を負う。いわゆる自治体の仕事ですと、こういう位置づけですから、そういう位置づけのもとでこの事業をあなた方の責任と権限の中で財政負担も含めた形の中で適正に整理をしていただいた。

私は、この10月の下旬に自宅の庭の剪定をシルバーに依頼をいたしました。よくやって、きれいにやってくれたのだけれども、直径13ミリメートル以上は持って行ってくれ

ないのだ。「頼むわ」と言っても、「あなたの言うことは聞けない」と。それはしようがない。二十数年ぶりに手を入れたので結構太いのもあるわけです。その太いのをどうしてくれるのかと言ったら、「また伊藤さんのほうでうまく考えて処分してください」と。それはしようがない。そうしたときに、今の実態として、口径13ミリメートル以上の剪定枝が出てくる状況、あるいは住民の中でのその扱いの問題については、どういうふうにあなた方がつかんでいるのか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、ごみの排出に当たりましては、町の一方的な責任であるというふうに発言をされたわけですが、反論するという意味ではなくて、排出法等に書かれておりますのは、やはり町の立てた廃棄物処理計画に住民も協力していくということが書かれておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、口径の大きい剪定枝、そのようなものの取り扱いでございますが、私どもは、細いものと、あるいは枝葉、葉っぱ的なものは、相談を受けたときはシルバーさんのほうがチップ化をやってみえますので、なるべくそちらへと。それから、一定太いものとの問い合わせがあったときには、「申しわけございませんが、できましたら細かくしていただいて、そちらに出していただくとありがたい」と。そうした後、指定ごみ袋に入る形でステーションになるべく乾かして出していただきたいということをしてございます。

なお、この問題は、13センチメートルより大きい口径の、それらのものの取り扱いでございますけれども、やはり私どもはそれをシルバーでという場合には、チップシュレッダーを現場に配置してございます。そちらの機械では、言ってみれば破砕ができないということになりますので、シルバーさんのほうもその部分はお断りになってみえるということで承知しています。そういう部分では、私ども口径の太い木等が課題であるというふうに思っている次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も余り記憶が定かでないのですが、私が13ミリメートルというふうに申し上げたとしたら、誤りでございます。13センチメートルと。ミリメートルでいけば130ミリメートルだ。もしそういうのがあったら訂正をしていただきたい。要は、13センチメートル以上の口径のものは引き取っていただけないよということですが、ただ、先ほども申し上げたように、住民にも協力する義務があるよということは、それは別に否定していないわけです。ただ、あなた方が本当にこの剪定枝の関係で自分たちの職務としてやっているかと言ったら、シルバーに全部丸投げしている。そうでしょう。シルバーに丸投げをしながら、13センチメートル以上のものはどうするのだと言ったら、シルバーがやらないから私はやらないと。それは責任放棄ではないか。13センチメートル以上は行政が責任持って、シルバーに丸投げするけれども、それ以上のものは住民の協力の範疇だと。それは少し情けない。

そうしたときに、現に私もそうなのだが、13センチメートル以上の剪定枝について、どこでも困っているわけです。それをシルバーも含めて、シルバーに丸投げしているからシルバー、シルバーという言葉が出ていけないけれども、あなた方の責任で、13セン

チメートルを超える大きな大口径のものをまき割り機でやっていけば、今はまきストーブが普及している中で、そういうものの活用の仕方はできるわけでしょう。だから、言ってみれば、基盤整備と条件整備をあなたの方がやる気になっていけばきちんと対応できる。大口径の剪定枝の関係もできますよということを問題提起してあるわけです。やりますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 丸投げ、私は言葉を余り好かないですけども、要は、先ほど言いましたように、13センチメートルを、センチメートルで結構でございます、超したものの、これはやはり課題だと申したわけでございます。ただし、これは私も古い人間でございます。昔であれば自分のところでまき割り、金太郎よろしくまさかりを振っていたわけでございます。それから、生け垣等一定ある方は、それらのものもあるのかなど。なさる方は、やはりそれでやっていただければ、別にお金をかけて処分しなくても、それは足りることだろうと。ただし、そこで一つさらに問題なのは、量がやはりたくさん出るような状況であると、このまさかり金太郎もとてもではないが対応できないということで、やはり議員おっしゃられたように、まき割り機等は有効であるということとは認識しています。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この件について、伊藤議員のお言葉を煩わせてやるような内容ではないと思っております。私どもの内部事務で、シルバー等々内部で十分調整すればいいことであって、ここの一般質問で伊藤議員を煩わせるような話ではないというふうに思っておりますので、これは内部で十分調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町議会は反問権を認めているのか。何をぼやっと聞いているのだ。

○議長（池田久男君） 認めておりません。

○14番（伊藤宗次君） 認めていなかったら何をやっている。今の町長の答弁をなぜ途中で訂正させない。言いたいだけのことを言われて、ぼやっと、「はい、次」。それで私に言われたら、「いや、反問権は認めておりません」と。きちんと訂正させよ。

○議長（池田久男君） 町長、ただいまの訂正願います。

○町長（大須賀一誠君） ちょっと出過ぎたまねをいたしましたけれども、しかしながら、こういう内容は内部で十分調整できる内容だというふうに思っております。大変失礼いたしました。

○14番（伊藤宗次君） 何も訂正していない。開き直っている。けつまくっているだけだ。何も訂正してはいない。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 失礼いたしました。

○14番（伊藤宗次君） 失礼しただけで、どうするのですか。けつまくったことをごめんなさいと言っているだけで、どういうふうにつまくっているのか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の失言が出過ぎておりました。失礼いたしました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議長もきちんと聞いていないとだめではないですか。議員が議員の権限で、行政も含めた、国政から全部ですわ、どういう質問をし、どういう観点から問題提起をするかは、あなたにどうのこうのなどと言われる筋合いはない。「それは言われるまでもなく、私は内部でやりますわ」と言っておきながら、午前中の酒向議員の関係では何と言ったのだ。「一步先んじて言われてしまった」と、そのようなところでパフォーマンスをやっておきながら、剪定枝の肥料化、堆肥化については来年度から取り組みますよとって答弁している。違うか。あの議員には、それは質問の項目はもう少し幅広くとらえております。酒向議員の質問にはきちんと答えて、相手が伊藤宗次なら、「そういうものは内部の問題まで、そこまで踏み込んでくるな」と。そういう答弁をしたときに、議長がぼやっとしていてどうするのだ。こういうことなのです。あなたも人にする場合、質問の範囲を、通告の範囲を超えないようにということを議会に言って、それに対して当局が全く違う答弁をして、議員の一般質問の権限について、「あれ言うな、これ言うな。そういうことは私たちが勝手にやることだ」と。とんでもない話だ。それを見過ごしていた議長も議長だということを申し上げて、若干横道へ入ってしまったのですが、要は、そうしたときに、当局がやるというなら、おやりくださいよ。大口径の剪定枝もまき割り機できちんと処分をできると。剪定枝を頼んだ住民に、13センチメートルを超えるような口径のものを全部、シルバーではない、あなた方だ、シルバーに丸投げしているだけで、あなた方が全部引き取ってやりますよと、こういう答弁でいいな。それは町長が言っているわけだ。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 私は、先ほどの答弁の中では、有効な方法だということをお答えしたわけでございます。私は、この進めについて、もちろん町が直接ということとは通常ございません。ということは、現在のチップ化事業を受託してみえますシルバーさんと調整をさせていただきたいと。ただし、先ほどの答弁の中にもございましたように、公共の部分だけの処分とか何かではなく、一般の方がお困りだという部分で、それらを受けつつ対処するよというようなこと、それに対して問題があるかないか、あるいは調整できるのかというものを進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がどんどん迫ってくるのでまとめていきますが、要は、そうしたまき割り機をやりながら、住民の要求にきちんと対処するあなた方の行政の姿勢と、それを支えていくのは、あなた方の財政的な基盤をきちんとやっていくかどうか。まき割り機、そんなものはたかだか二十四、五万円出せばおつりが来ると。そんなものはシルバーでやれなどというのは筋違いだ。だから、そういうことをあなた方自身が自分たちの本来の仕事だと。本来の仕事を自分たちでやるのは少し忍びないから、シルバーさん、お願いしますよとってやっているのが、高齢者の雇用確保と就労機会の確保に関

する法律に基づいてきちんとやっているわけです。そうでしょう。法のもとにやっている。そうしたときに、基盤整備をきちんと行政が支えていくということと同時に、堆肥化の問題で私も幾つの先進事例を学んでまいりました。

そうした中で、植繊機、わかりやすく言えば、チップ化したものをさらにこね回してミンチ状にして出してくるということとあわせて、モウソウダケも含めて、そのままがあっとやっていって、きれいにミンチ状にして堆肥がうまくつくれるようにする。町長は午前中の答弁の中でも、「竹林被害についても対応しておりますわ」と言っても、その対応の姿は見えないけれども、モウソウダケも含めて植繊機でやっていけば、良質な堆肥がつくれますよと。たまたま値段が800万円から3,500万円という、それは特定のメーカーですから、そのくらいすると。だから、メーカーが若干違っても、その値段の大きな幅はない。そうしたものも含めて、あなた方が整備する責任だ。使ってもらうのはシルバーさんをうまく使ってくださいと、こういうことですが、そういうことをやるか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、この機械の関係でございますけれども、町の責任で。これらをシルバーに負担をかけるなど。このシルバーとの事業の運営要綱に掲げてございますように、処理機械等の第4条の部分に触れれば、町が手配して、それを貸与するという形がとれるということになるというふうに思っております。

それから植繊機、今、議員おっしゃられましたように、非常に高額なものだという部分でございます。ただ、堆肥化ということになると、説明いただきましたように、パウダー状の粒径になりまして、さらに堆肥のほうに促進するには早いだらうというふうに思っております。

ただし、そうしたときに、先ほどの剪定枝の話に戻ってしまっただけは恐縮かもしれませんが、やはり今、ストレートにそのまま間近で見えておりますのは、13センチメートルより大きい口径のものらが非常に困っていると。シルバーさんも受け入れない、町民も困っている等の部分でございます。そういう部分を考えますと、植繊機の価格は先ほど議員がおっしゃられたように、安くても200万円ぐらいから二、三千万円ということですが、ただし、このまき割り機というものは、私の承知する限りでは30万円見当ですか、それらに少々足すにしても、おおむねそのぐらいで安価のものからあるということでございます。そういう部分では、できましたら、もちろんシルバーさんと調整をさせていただいて了解がなければだめですけれども、第一義的に、このまき割り機をもって太い口径のものを処理していくと。言ってみれば、ここでチップもできるということです。

それから、もう一つの方法として、それをまきにつくってやれば、やはりそういうようなものを目にすれば利用される方も出てくるのではないかと。しばらくはこれをもって様子を見て、堆肥的なものの取り扱いをその先に、いろいろまだ乗り越える部分もあると思いますので、私どもとしてはそれを十分見た上で見当させていただきたい。まずは一義的にまき割り機の調整をさせていただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 20万円絡みの話で、あとはよろしくでありますけれども、要は、先ほど申し上げたように、良質な堆肥をつくる基盤であるし、竹林被害については私以外の議員もたびたび質問されてきて、町長は「確かにやっている」と言っているけれども見えてこないと思ったときに、この植繊機はそういう機能を持っているし……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） そういうものでミンチ状にしたものをまぜていく、そして、鶏ふんの割合も6%だ。それほど臭わない。私も一遍握って見たけれども。そういうことも含めて、良質な堆肥づくりをどう推進していくか、そうしたときに今、申し上げた内容。時間がないのでいけないけれども、条件的にはショベルカーがない。ショベルカーがないのに、現地に行けば山と積んである。それは業者に頼んでお願いしているだけだ。そういう点からいけば、自前のもの、そして、あの町有地の境界をきちんと確定をする。働く人たちの生理現象、手洗いの水もない、トイレにも行けない、そういうようなところを改めてやってくださいよということで、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず機械、植繊機をやれば即堆肥になっていいよということで、私も別に堆肥になって悪いとは思っておりません。ただし、先ほどの価格を考えますと、今、この幸田の状態の中でそれだけの金をかけて準備よろしくスタートに並べて、例えば、先ほど言われましたショベルカーですね、そういうものまで全部セットで設備したら、それだけの人数がなかったと。これはやはり私も後から指をさされることで、そういうことまでしてはいけないと。であれば第一義的にまき割り機でまずやってみていくべきだと。

それから、竹林の関係で申されました。確かにそれにも効果はあると思います。ただし問題は、この植繊機まで山等に入っているこれを出す、これが今、山に行こうとする人が余りにもいないわけです。このような状況から、機械をふもとに置いておいても、だれが持ってきてくれるか、大変先進的な方なら持ってきていただけたらと思いますけれども、まだそれは早いのではないかと。もう少し見きわめる必要があるだろうというふうに思いますので、その部分まで御理解いただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、あす、12月6日木曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だより用の原稿を12月17日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年12月5日

議 長 池 田 久 男

議 員 志 賀 恒 男

議 員 鈴 木 雅 史